

令和3年

# 第4回柳泉園組合議会定例会会議録

令和3年11月24日開会

柳泉園組合議会

## 令和3年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	5
・行政報告	5
・議案第13号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 2
・議案第14号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 5
・議案第15号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第16号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 9
○閉 会	7 0

令和3年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

令和3年11月24日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
  2. 会議録署名議員の指名
  3. 諸般の報告
  4. 行政報告
  5. 議案第13号 権利の放棄について
  6. 議案第14号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び  
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
  7. 議案第15号 令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
  8. 議案第16号 令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
- 

1 出席議員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	池澤 隆史
助 役	鹿島 宗男
会計管理者	廣瀬 明子
清瀬市市民環境部長	高見澤 進吾
東久留米市環境安全部長	下川 尚孝

西東京市みどり環境部長

青 柳 元 久

### 3 事務局・書記の出席

総務課長

米 持 讓

施設管理課長

濱 田 伸 陽

技術課長

濱 野 和 也

資源推進課長

横 山 雄 一

書記

近 藤 修 一

書記

上 里 直 樹

書記

八 角 秀 亮

書記

角 田 佐 知

---

午前10時00分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（鈴木たかし） 監査委員から、「令和2年度柳泉園組合決算審査意見書」の15ページに誤記があるため、差替えの申入れがございましたので、配付をいたします。

また、事務局より、行政報告資料の5項目め、「清柳園焼却施設における土壌調査結果及び今後の事業展開について」に係る追加資料の提出を求められておりますので、これを許可いたします。

差替え及び追加資料を配付してください。

〔差替え及び追加資料配付〕

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月17日及び本日、代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎孝） おはようございます。去る11月17日に令和3年第7回代表者会議が開催され、また本日、令和3年第8回代表者会議が開催され、令和3年第4回柳泉園組

合議会定例会について協議されておりますので、御報告申し上げます。

まず、令和3年第4回定例会に係る事項でございます。

令和3年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、議案第13号、権利の放棄について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第6、議案第14号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第7、議案第15号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第8、議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和3年第4回定例会を閉会いたします。

なお、陳情1件を受理いたしましたので、本日、代表者会議を開催し、協議いたしました。この結果、当該陳情における論点について最高裁判所により判断がされた事項であり、議会で議論すべき事項ではないと判断したため、第4回定例会においては議論しないことと決しましたので、報告いたします。また、当該陳情につきましては、資料として後ほど配付いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 御報告の最後のところで、陳情を受理したが、議論をしないという御報告があったかなと思いました。委員会を開いて上程をしないという意味のことだろうと理解をしますが、柳泉園組合議会及び私で言えば東久留米市議会で受理した陳情を、東久留米市の場合は陳情については審査をしないというルールで近年はやっており

ますからそうなのですけれども、柳泉園組合議会においても、受理をした陳情について委員会を開いて上程をしないという対応は、私の記憶の範囲では初めてのことかと。

一番代表的な事例は、特定の個人や団体を誹謗中傷するような内容を含んでいるものなどは上程しない場合というのものないとは思いますが、お聞きする範囲では要件が整っている、書式が整っているとすると、上程をして、議論をして、採決をするというのがあるべき姿かなと思いますが、もう少し委員会に付託をしないと決められた経過等について御説明いただければと思います。

○1番（島崎孝） 御質問いただきました、議論しない、議論をすべきでない事項として判断した経過につきましてお答えいたします。

様々な委員の方から御意見が出ましたが、1つは、本年、令和3年6月16日に最高裁において判決が確定したことにより、今回の陳情は3回目という議論がありまして、1回目、2回目と3回目の状況がなぜ違っているかということについては、最高裁判決が確定したということが大きな理由であるということで、そういったことにより、争うべき内容、議論すべき内容が最高裁判決で確定したということが大きな決定要因になりました。

○3番（村山順次郎） もう終わりますけれども、経過、事情は一定理解をしているつもりであります、市民からの意見という形で、形式的に申し上げれば、陳情という形式が整っているのであれば、以前から類似の陳情が出ていることは承知しておりますけれども、メンバーの変更等も議会においてはございますので、委員会に付託をされるというのが本来あるべき取扱いかなということは意見として述べて、終わります。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いた

します。

第3番、村山順次郎議員、第4番、後藤ゆう子議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、令和3年柳泉園組合議会第4回定例会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも、第4回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告を申し上げさせていただきます。また、御案内のとおり、権利の放棄、公平委員会規約変更、補正予算及び令和2年度決算の認定について、4件の議案を御提案させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会にあたりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和3年8月から10月までの3か月間の柳泉園組合における事務事業等の運営についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況についてでございます。第3回定例会について協議を行うため、8月12日に事務連絡協議会、13日に管理者会議を開催いたしました。また、8月12日及び10月19日に事務連絡協議会幹事会を開催し、負担金の計算方法についてトリチウムイオン電池の取扱いについてを協議いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

施設見学につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、7月12日から緊急事態宣言が発出されていたことにより、受入れを中止しておりましたが、同宣言が解除された10月1日より感染症拡大防止対策を取った上で再開しております。現状においては見学希望者等もなく、この間の見学は0件となっております。

続きまして、2ページ、3、ホームページについてでございます。表2に記載のとおりでございます。

続きまして、4、ごみ処理施設の収入状況についてでございますが、表3に記載のとおりでございます。

続きまして、5、監査についてでございます。両監査委員により、10月5日、8日及び14日に令和2年度決算審査を実施していただきました。また、同月5日に令和2年度基金運用審査を実施していただきました。

続きまして、6、契約状況についてでございます。今期は、工事請負契約2件を締結しております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況についてでございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、表4-1に記載しておりますとおり、1万7,636トンでございます。これは、昨年同期と比較しまして、215トン、1.2%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは、4ページの表4-2に記載しておりますとおり1万5,681トンで、昨年同期と比較しまして、56トン、0.4%の減少。不燃ごみは、表4-3に記載しておりますとおり1,651トンで、昨年同期と比較しまして、192トン、10.4%の減少。粗大ごみは、5ページの表4-4に記載しておりますとおり304トンで、昨年同期と比較しまして、33トン、12.2%の増加となっております。

また、可燃ごみについては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、小平・村山・大和衛生組合から、8月と9月に合計1,345トンを受け入れました。

なお、関係市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載しているとおりでございます。

表4-5でございますが、市民1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでござい

ます。

7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。

今期の総搬入量は1,322トンで、昨年同期と比較しまして、49トン、3.6%の減少となっております。

続きまして、8ページ、2、施設の稼働状況について、(1)柳泉園クリーンポートについてでございます。

まず、工事関係については、10月に1号炉及び共通設備の定期点検整備補修を実施するとともに、検量棟ごみ計量器3台の更新工事を実施いたしました。

測定関係につきましては、排ガス中のばい煙測定は、8月に1号炉と3号炉、9月に1号炉と2号炉、10月に2号炉と3号炉で実施し、排ガス中のダイオキシン類の測定は9月に実施しております。

下水道放流水測定につきましては、毎月実施しております。

次に、放射能関係の測定は、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページ、表12-1から12ページ、表12-3に記載してございます。

可燃ごみの内容物調査につきましては、8月に私車2台、9月に私車3台、10月に私車4台に対して実施しております。さらに、10月には、可燃ごみの混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

続きまして、9ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は、小平・村山・大和衛生組合からの広域支援分の1,345トンを含めまして、合計で1万8,559トンでございます。昨年同期と比較しまして、1,067トン、6.1%の増加となっております。

表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

10ページの表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても、排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。既に

御報告済みではございますが、9月29日に不燃・粗大ごみ処理施設破砕物集積場内で小型掃除機に内蔵された電池を原因とする火災が発生いたしました。火災の規模はごく小規模なもので、人的な被害もなく、施設が損傷するような被害もなかったことが幸いでございます。詳細につきましては、後ほど担当より報告させます。

施設の整備状況といたしましては、今期は、8月に7月より引き続き実施していた定期点検整備補修を完了させるとともに、9月にバグフィルター清掃を実施いたしました。

続きまして、不燃・粗大ごみ処理施設の処理状況については、表13に記載してございます。不燃・粗大ごみ処理量は1,955トンで、去年同期と比較しまして159トン、7.5%の減少となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターについてでございます。今期は、9月から10月にかけて定期点検整備補修を実施し、完了いたしました。

続きまして、表14、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,322トンで、去年同期と比較しまして、49トン、3.6%の減少となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場についてでございます。焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しております。広域支援をしております小平・村山・大和衛生組合の分を除く当組合分の今期の搬出量は1,667トンで、去年同期の大崎市の40トンを除いた1,856トンと比較しまして、189トン、10.2%の減少となっております。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化熔融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表16に記載しているとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございます。1、し尿搬入状況についてでございますが、今期のし尿総搬入量は120キロリットルで、去年同期と比較しまして、14キロリットル、10.4%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況についてでございますが、今期は7月から引き続き10月まで定期点検整備補修を実施し、完了いたしました。また、9月に脱臭塔活性炭交換を実施し、完了いたしました。

表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準

に適合いたしております。

続きまして、18ページ、施設管理関係、1、厚生施設についてでございます。

まず、(1)施設の利用状況についてでございますが、7月12日から9月30日まで緊急事態宣言が発出されたことに伴い、屋内施設の営業時間を1時間短縮いたしました。

また、浴場施設は、7月31日から8月14日まで落雷による給水設備の故障の影響で臨時休業いたしました。

10月1日から緊急事態宣言が解除されたため、通常営業となりましたが、同月6日から29日までの間、柳泉園クリーンポートの定期点検整備補修実施に伴う蒸気供給の停止に併せて、設備点検、井戸ポンプ交換補修等を実施したため、屋内施設を臨時休業といたしました。

各施設の利用状況につきましては、去年同期と比較いたしますと、まず野球場につきましては利用回数が390回で、去年同期の339回に対して、51回、15.0%の増加。

テニスコートの利用回数は1,738回で、去年同期の807回に対し、931回、115.4%の増加。

会議室の利用時間数は879時間で、去年同期の662時間に対して、217時間、32.8%の増加。

室内プールの利用者数は1万5,507人で、去年同期の1万6,880人に対して、1,373人、8.1%の減少。

浴場施設の利用者数は1万1,115人で、去年同期の1万6,700人に対して、5,585人、33.4%の減少。

トレーニング室の利用者数は296人で、去年同期の390人に対して、94人、24.1%の減少となっております。

詳細につきましては、表19-1から19ページの表19-3までに記載してございます。

また、(2)施設の収入状況でございますが、表20に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、20ページ、(3)施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

また、行政報告資料といたしまして、「不燃・粗大ごみ処理施設の火災について」、

「令和4年度小平・村山・大和衛生組合の広域支援について」、「柳泉園組合厚生施設におけるモニタリング指針の概要について」、「清柳園焼却施設における土壌調査結果及び今後の事業展開について」及び「不燃・粗大ごみ処理施設耐震診断結果について」を担当から説明させていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、行政報告資料3ページの「不燃・粗大ごみ処理施設の火災について」を御覧ください。

9月29日水曜日、午後3時50分頃、不燃・粗大ごみ処理施設破砕物集積場内で火災が発生いたしました。

現場作業員が火災発生を確認し、直ちに初期消火及び職員により消防機関に通報を行いました。消防機関が到着し、消防機関の現場検証の結果、小型掃除機に内蔵されたリチウムイオン電池が火災の原因であると断定されております。

この火災による人的被害及び設備の損傷はなく、ごみの搬入にも影響はございませんでした。

防止対策といたしまして、関係市に適切な分別収集を文書で依頼し、市民に対して分別の徹底の協力をホームページ等で周知、また、11月発行のりゅうせんえんニュースにも記事を掲載する予定でおります。

今回の火災で、近隣住民の皆様及び関係者の皆様に御迷惑をおかけしたこと、大変申し訳なく思っております。今後も引き続き火災、爆発防止に努め、火災や爆発の原因となるスプレー缶、ガスボンベ及びリチウムイオン電池の対応について関係市と協議し、具体的に効果的な対策を検討していきたいと考えております。

○総務課長（米持譲） それでは、「令和4年度小平・村山・大和衛生組合の広域支援について」を御説明いたします。

4ページを御覧ください。初めに、多摩地域においては、相互支援協力の事態が発生した場合、広域な処理を円滑に実施するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書を多摩地域全市町村及び一部事務組合で締結をしております。今回の広域支援につきましては、当該協定書及び実施要綱に基づく広域支援でございます。

1の広域支援依頼団体は、小平・村山・大和衛生組合でございます。小平市中島町に設置されている、小平市、武蔵村山市及び東大和市で構成する一部事務組合でございます。

2の広域支援依頼理由は、令和7年9月末に竣工する新ごみ処理施設の建設工事に伴う

もので、3炉中1炉を解体し、残りの2炉で処理を行うこととなります。その際、定期補修等で処理できない期間について広域支援をするものでございます。

3、支援期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

4、支援依頼量は約3,500トンです。

5、廃棄物種別は、可燃ごみとなります。

6、支援根拠については、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条第2号に基づく支援となります。

7、支援団体は、ふじみ衛生組合、西多摩衛生組合及び当組合の3団体となります。

8、受入手数料は、1トン当たり3万8,000円となり、これは、事業系ごみ処理手数料の小平市・武蔵村山市・東大和市を除く多摩地域平均単価でございます。

9には、今後の予定を記載しております。今後、小平・村山・大和衛生組合に広域支援の正式回答を行い、3月下旬に契約締結、令和4年4月から受入れとなります。

その他資料として、小平・村山・大和衛生組合からの広域支援の依頼文書、広域支援体制実施協定書及び要綱などを添付しておりますので、御参照ください。

広域支援については、以上でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、24ページの「柳泉園組合厚生施設におけるモニタリング指針の概要について」を説明します。

1、はじめにでは、柳泉園組合が厚生施設の運営を指定管理者に委ねた理由や、モニタリングを実施する理由を記載しております。

2、P D C Aサイクルによるモニタリングでは、指定管理者による厚生施設の管理運営にあたって、単年度の状況を評価するだけではなく、その評価を指定期間内における管理運営の改善につなげていくことで、持続的改善の仕組みを確立します。そのため、こちらに記載しているP l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の4段階を事業の1サイクルとするP D C Aサイクルを確立します。

25ページを御覧ください。3、モニタリング概要図では、前ページで説明しましたP D C Aサイクルを実施するためのフロー図が示されておりますが、このフロー図の矢印方向に沿って、①プランから④のアクションまでに記載のあるおのおの対応を実施していきます。

また、フロー図の上段に示してあります柳泉園組合と施設利用者、市民及び周辺住民とのつながりでは、苦情、要望を受けて、これに対する説明責任と公表を実施していきます。

このため、指定管理者は、施設利用者、市民、周辺住民の皆様からの利用者アンケートを実施し、集計結果を柳泉園組合側にも報告します。また、苦情、要望についても、指定管理者が受けた内容は、柳泉園組合側も共有します。このアンケート結果や苦情、要望の対応は、指定管理者は柳泉園組合の助言を踏まえながら適切な対応を図っていきます。

次に、4のモニタリングスケジュールについてです。上から1つ目の区分ですが、年度開始前の3月に指定管理者により年次事業計画書が提出されます。その後、モニタリングにおける1年間のスケジュールを示しております。

下から4つ目の区分になりますが、年度の事業運営終了後、指定管理者により年次事業報告書が次年度の5月に提出されます。この報告書や各月の業務月報などをもって、一次評価を6月に、最終評価を7月に行い、評価結果については8月にホームページなどで公表していきます。

26ページを御覧ください。5、モニタリングの方法について説明します。モニタリングの方法には、(1)通常モニタリングと(2)定期モニタリングの2つの方法により実施します。

(1)通常モニタリングでは、日報、月報などの確認、現地調査による確認、連絡調整会議により、指定管理者と情報交換、業務調整などを行い、柳泉園組合として指導監督をしていきます。

(2)定期モニタリングです。記載のとおり、一次評価と最終評価を実施しますが、一次評価は指定管理者の自己評価と担当課による評価、最終評価は指定管理者評価委員会による評価を実施します。

27ページを御覧ください。6、評価シートの評価項目(概要)について説明します。

前ページで説明しました定期モニタリングの指定管理者による自己評価、担当課の評価、最終評価は、ここに記載する評価項目一覧により評価し、点数化していきます。

28ページを御覧ください。ここには、5、4、3、2、1と点数ごとに評価の指標が示されております。この評価指標に基づき、前ページで説明しました評価項目一覧の細項目ごとに点数を配点していきます。そして、最終評価の区分に当てはめ、合計点数が80点以上であればAAの最優良、70点以上であればAの優良、60点以上であればBの適正、50点以上はCの要努力、50点未満はDの要改善となります。

29ページを御覧ください。7、改善指導では、管理者は、最終評価の結果、指定管理者の管理状況が協定書、仕様書、事業計画書などに定めた水準に達していないと認められた場

合には、改善指導書に基づき速やかに業務の改善を指示します。改善指導を受けた指定管理者は、改善計画書を作成して管理者に提出することとします。

8、評価決定の利活用として、評価結果を次回指定管理者選定時の加減点に活用するなどのインセンティブ・ペナルティー制度を導入することで、指定管理者の意欲向上につながります。

以上で、「柳泉園組合厚生施設におけるモニタリング指針の概要について」の説明を終わります。

続きまして、「清柳園焼却施設における土壌調査結果及び今後の事業展開について」を説明します。

30ページを御覧ください。1、埋設廃棄物の性状では、こちらに記載されているとおり、(1)から(4)までの理由により埋設廃棄物が焼却灰であることが分かりました。

2、埋設廃棄物の範囲ですが、ここに記載されているとおり、アからウまでの理由により、焼却灰がほぼ敷地全体に及んでいるものと推定されています。

31ページを御覧ください。図1においては、この赤く示されている部分が、焼却灰が埋設されている範囲として推定されています。

続いて、(2)の埋設廃棄物の深さ方向の分布範囲は、アから次のページに記載するエまでの理由によって、現段階の調査結果では、深さ3メートルぐらいのところまで焼却灰が存在することが推定されています。

32ページを御覧ください。3、埋設廃棄物に起因する土壌、地下水の影響について、(1)土壌の影響についてです。土壌調査については、下の図2のように、清柳園敷地内を格子状に10メートル四方の単位区画で区分し、単位区画ごとに第一種特定有害物質の土壌ガス、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の表層土壌の調査を実施しました。

それでは、アの第一種特定有害物質です。図2のとおり、テトラクロロエチレンが敷地の南西2区画で検出されたことから、土壌のテトラクロロエチレンの汚染の可能性がござります。なお、土壌ガスにおける基準はありませんが、土壌ガスが検出されたことにより汚染の可能性があるため、次期調査において土壌の溶出量試験により汚染の有無を評価します。

33ページを御覧ください。イ、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の汚染の範囲を図3に記載しております。今回の調査では、第二種特定有害物質である鉛による土壌含有量基準を上回る区画が認められており、これらの区画は土壌含有量基準に適合して

おりません。

34ページを御覧ください。ウ、ダイオキシン類に関しては、約1,000平方メートルに1地点を目安として、3地点において調査を実施しました。

図4の表層土壌のダイオキシン類が基準を超過した地点を示しております。3地点の分析を実施しましたが、北側の2地点において基準を超過しております。

次に、(2)の地下水の影響についてです。35ページを御覧ください。表1の地下水水質分析結果を見ていただきますと、敷地周辺に4か所の周縁地下水観測孔を設置して地下水を採水し、水質分析を実施しました。なお、この4か所の周縁地下水観測孔の設置位置ですが、議会開催前に追加資料として配布しました図のとおりでございます。

地下水の汚染状況を令和3年8月10日と9月15日の2回にわたり確認したところ、表1に示すとおり、8月10日にW-4の位置で鉛について基準値を超過しており、また、地下水のダイオキシン類については、W-2とW-3の観測孔において、令和3年8月10日及び9月15日の両日の採水で地下水の基準を超過しております。

なお、表1に示されている白抜きされている部分では、ヒ素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ホウ素が検出されておりますが、基準値は満たしていません。灰色の部分の物質の測定結果についても不検出ということですので、この物質による地下水への影響はございません。

36ページを御覧ください。4、土壌汚染状況調査、次期調査の実施について、東京都多摩環境事務所環境改善課土壌地下水対策担当に、今回の調査結果の報告とともに今後の解体工事に向けた調査方法について相談に行き、さらに詳細な調査を実施することとなりました。そこで、次年度に実施する土壌調査は、東京都に助言をいただきましたが、その次期調査の概要については、(1)第一種特定有害物質の土壌溶出量の調査、(2)第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の土壌溶出量試験、土壌含有量試験、(3)の対象地、境界の地下水の調査、37ページに記載されておりますダイオキシン類の土壌調査となります。

37ページを御覧ください。5、解体事業スケジュールについてでございます。

ここに記載のある飛散防止シートの設置においては、東京都の指導により、安全を期するため、鉛やダイオキシン類による環境基準不適合土壌の直接摂取、飛散防止の対策の一環として、敷地内をシートにより覆う対策を講じることの指導を受けました。現在、施工に向けて仕様書の作成及び起工価格の積算を進めている状況であります。早期に施工が完

了するよう進めてまいります。

次に、各年度の実施スケジュールについては、令和3年度中に建屋、プラント機器類解体工事費用の算出、解体工事設計、土壤汚染状況調査（次期調査）の調査計画の策定、令和4年度に土壤汚染状況調査（次期調査）の実施、令和5年度の上半期には土壤汚染対策工事等を含めた費用の算出及び設計を行い、下半期には解体工事発注を行い、令和6年度に解体工事を実施していく想定をしておりますが、令和4年度の次期調査の進捗及び結果、解体工事業費などによっては、スケジュールを見直すことがございます。

6、周辺住民等の公表について、今後、土壤調査結果については、清柳園周辺住民の各世帯へ訪問し、チラシを配布させていただくとともに、また、柳泉園組合ホームページ、りゅうせんえんニュース等でも公表していくこととします。

7、人の健康への影響について、現地は、関係者以外の立入りはできない状況であり、鉛の土壤含有量及びダイオキシン類の基準超過となった土壤は、直接的に摂取するリスクはございません。また、ダイオキシン類の地下水水質の基準超過は、周辺地に飲用井戸は確認されず、地下水を經由して摂取するリスクもないことから、健康への影響はないものと考えております。

以上、「清柳園焼却施設における土壤調査結果及び今後の事業展開について」の説明を終わります。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、資料の38ページ、「不燃・粗大ごみ処理施設耐震診断結果について」を御覧ください。

不燃・粗大ごみ処理施設は竣工から46年が経過し、建屋の老朽化が進んでいることから、本年度耐震診断を行い、10月1日付で耐震診断委託の報告書が提出されましたので、その結果を御報告するものでございます。

今回の資料につきましては、耐震診断委託報告書の一部を抜粋し、まとめたものでございます。

まず、1、建築物について。（1）対象の建物は、不燃・粗大ごみ処理施設でございます。（2）竣工は昭和50年2月で、昭和59年及び昭和61年に設備の改造を行っております。（3）構造・規模・架構は、鉄骨造り、地上2階、ブレース構造及びラーメン構造でございます。面積及び高さは記載のとおりとなっております。（6）構造的特徴については、平面形状、立体形状、屋根形状、架構形式及び使用部材など現況を記載しております。

2の耐震診断実施者は、株式会社総合企画設計西東京支店、契約期間は4月1日から10月1日まで、契約金額は308万円となっております。総合企画設計につきましては、当組合の厚生施設プール棟等大規模修繕工事実施設計委託や厚生施設プール棟等大規模改修工事監理業務委託などの契約実績がございます。

次に、3、耐震診断の概要でございます。(1)実施年月は令和3年5月から7月。(2)耐震診断の方法の名称については、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・解説」を基に今回の診断を行っております。

39ページ、(3)実地調査の概要については、現場等で実施した調査について記載しております。

アの構造部材断面調査では、部材の保有断面、配筋状況や寸法等を調査し、伏図及び断面リスト等の図面を復元しております。

イ、履歴外観調査では、屋根や外壁のひび割れや劣化による漏水跡が認められました。建物に不同沈下はないと判断されております。

次に、ウ、コンクリート強度等調査では、圧縮強度試験の結果、平均強度が設計基準強度を若干下回りましたが、低強度コンクリート以上であることが確認できております。また、中性化深さ試験では、基準値30ミリに達しているのは部分的で、中性化対策の必要はないとなっております。

エの鉄骨接合部の調査では、接合部の溶接は隅肉溶接で、各所に塗装の劣化や点さびが認められましたが、鉄骨部材の損傷や変形は認められておりません。

オ、主要設備機器の調査では、全体的にさびの発生が認められ、設備の一部で柱材やベースプレートの断面減少、アンカーボルト頭部の欠損が認められております。

カの非構造部材の調査では、屋根材に劣化及び雨漏り跡が認められ、外壁には一部にひび割れや劣化箇所があり、補修が必要となっております。また、設備配管や配線が吊りフックで固定されておりますが、振り止めがなく、揺れによる落下の危険性が懸念される結果となっております。

次に、4、耐震診断結果でございます。(1)構造耐震判定指標は、Iso値0.6で判定しております。(2)耐震診断結果は、X方向負加力時に建物全体及びC通りで構造耐震判定指標を下回る結果となり、耐震補強の必要がありと判定されております。Y方向につきましては、5通りを除いた全てのケースで構造耐震判定指標を上回る結果となっております。5通りが下回った要因は、磁選機の全重量を5通りの架構のみで負担したためで、

屋根面の水平ブレースにより5通りの余剰重量を隣接フレームに伝達可能であり、地震力を建物全体に負担できることから、補強の必要はないと判断されております。

次のページの耐震診断結果表（現状）を見ていただきますと、一番右側の判定でNGとなっているところが、今回指標を下回ったところとなっております。X方向の負加力の全体及びC通り、Y方向の正加力及び負加力の5通りでI s値が0.6を下回っていることが分かります。

次に、5の補強案につきましては、（1）補強内容は、3か所に鉛直ブレースの新設、19か所の鉛直ブレースを新しいものに交換、また補修に伴う壁面の補修となっております。

以上の補強をすることで、構造耐震判定指標を満足する結果となります。

（2）補強箇所につきましては、別紙A3の資料を御覧ください。青色の部分が新設するブレース、赤色が交換するブレース箇所となっております。こちらは、不燃・粗大ごみ処理施設の横の壁を図面化したものでございます。一番上が不燃・粗大ごみ処理施設の裏側の壁、真ん中とその下の図面が前面、表側の壁となっております。

次に、（3）補強後耐震診断結果では、X方向については全てI s値が改善されております。

（4）補強案概算費用につきましては、約1,000万円を見込んでおります。

最後に、6、今後の対応といたしましては、当該施設は竣工から46年を経過し、建物の老朽化が進んでいる状況で、昨年に更新における方向性を示しておりますが、現時点で更新時期は未確定でございます。耐震診断の結果、耐震補強が必要と判定されたことを受け、当組合としては、発災時の作業員の安全確保及びごみ処理の停滞を防ぐため、補強工事の内容、費用及び方法等を精査した上で、来年度予算計上に向け対応を協議してまいります。

以上、耐震診断結果の報告でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○9番（佐々木あつ子） 御説明ありがとうございました。私は、清柳園の焼却施設についての質問をしたいと思います。

かねてから地域の住民の皆さんも清柳園の解体がいつからかというようなことで大変不

安を感じていらっしゃる方もいるのですけれども、詳細にわたって土壌の調査をやっていただいて、今後のスケジュールもロードマップでもお示しをさせていただいているところです。少し様子を伺いたいと思っているのですけれども、結果は3メートル程度の焼却灰だったということが分かったということなのですが、かなり年数が、3メートルとなると、焼却灰を清柳園に持ってきて埋め立てていたというか、そういう時期があったわけですね。それがまず言えるのだと思いますけれども、どのぐらい前からそのような実態が、それはエコセメント化してという時代でないときからのお話だと思いますけれども、少しその辺も教えていただければと思っております。

それから、以前頂いていた資料に、清柳園の敷地内で発見された水銀入りの広口びんや薬品入りのびんが幾つか見つかって、東京都にその分析をお願いしたということで、そういう説明を一度受けているのですけれども、こういった物質の最終の判断はどんなものだったのかとか、処理するにあたって専門業者に委託をして対応していきたいということの御見解がありますけれども、これについては現在どうなっているのかということです。2つ目がそれです。

それから、台風によって、電気集塵機が倒れかかったときにそれを撤去していただいたり、いろいろやってはいただいているのですけれども、一連の清柳園を解体するスケジュールをぜひ住民の皆さんに、チラシ等のものではなく、先ほど訪問しながら周辺の皆さんには説明していきたいというようなお話がありましたけれども、3つ目にお尋ねしたいのは、周辺の住民の皆さんに説明会をやっていただけないかなと思っています。これはどのタイミングでやるかというのは本当に課題になるところですが、ロードマップを見せていただきますと、令和3年度、市民への周知、これは一番最後の四角の中に丸があるので12月ぐらいに、多分このチラシのお話かと思っておりますけれども、一応スケジュール的には市民への周知というのもロードマップには載っているのですね。要は中身なのですよ。

住民の説明会を開いていただきたいことについての御見解を伺いたいことと、それから、先ほど、土壌でダイオキシン類と鉛の基準超過となったものがあったということで、37ページの最後のところに、周辺地に飲用の井戸もなくということをおっしゃっているのですけれども、清柳園がある場所の周辺というのはどの範囲までを言っているのか。清瀬市の場合は、災害時の飲用水、井戸水を生活水とされていますけれども、それは煮沸して飲用してもいいということで、いくつか下宿地域ではあるのですね。ですので、周辺地域と言っている、指定している範囲というのがどこのことをおっしゃっているのか、大

丈夫だよという根拠は何なのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 御説明させていただきます。

まず、1つ目の清柳園焼却施設に灰が埋め立てられたのは、スケジュールとしていつからいつまでに及ぶのかという質問だと思うのですが、清柳園焼却施設においては1968年、昭和43年に、当時、清瀬町が塵芥焼却場として稼働を開始しました。その後、1970年、昭和45年ですが、当時の清瀬町が柳泉園組合に加入し、1985年、昭和60年に稼働停止に至るまで、約17年間にわたって清柳園焼却施設が稼働しました。1968年の稼働開始から1985年の稼働停止までの間のいつからいつまでは、明確には記録もないので説明はできませんが、その期間内に焼却灰が敷地内に埋め立てられたと考えられます。

続きまして、以前、水銀が清柳園の敷地の中に不法投棄されたということと、また不明な薬品が何点かあったということで、そちらにつきましては、適切に専門業者に処分の委託をしまして、現在、薬品についても、水銀についても処理を行っております。

続きまして、住民説明につきましては、今回、土壤汚染調査の結果は、周辺住民へのチラシの配布、柳泉園組合ホームページ及びりゅうせんえんニュースにより公表を考えておりますが、特に近隣周辺住民への周知においては、各世帯の訪問により、先ほど説明したように説明していく方法を考えております。

また、周辺住民の方への説明は、東京都環境局多摩環境事務所や清瀬市及びコンサルタントの専門家の意見も踏まえ、土壤汚染調査を実施した経緯、土壤汚染調査結果への汚染拡散リスク、地下水の状況、今後の事業の取組及び対応窓口を資料に記載し、周辺住民と柳泉園組合において双方向の意見交換ができるような体制を図っていきたいと考えております。また、関係市民の周知においても、ホームページ、りゅうせんえんニュースにて公表していきたいと考えております。

さらに、今後、次期土壤汚染状況調査の結果が出た段階での周辺住民への周知においても、結果が出た段階で周辺住民及び議会へ周知していきたいと考えており、また、予定どおり令和5年度の土壤汚染対策工事を含めた清柳園解体工事の発注が進めば、その前段階で住民説明会を開催することも視野に入れ、周辺住民の方への周知については検討していきたいと考えております。

それから、井戸の関係でございます。今回、地下水の基準超過となっておりますが、地下水におきましては、河川の方に流れているということを推測しています。その理由と

しましては、今回設置した地下水の観測孔の水位を確認すると、南側は水位が高く、北側は水位が低いため、恐らく河川側に向かって地下水は移動していると。今後も、今年度実施した測定に引き続き、来年度も定期的に地下水をサンプリングして水質状況を確認します。

また、河川の水質状況につきましては、定期的に東京都が清柳園からさらに下流側の清柳橋付近で採水をし、分析を実施しております。この結果については、東京都環境局のホームページにも公表しており、この数値も規制値を満たしております。そこで環境の負荷への影響はないと考えております。

また、実施設計を依頼している技術者の説明によると、地下水の汚染の健康被害については、地下水内の有害物質は移動中に希釈されたり、土壤に吸着されたり、分解されたりして希薄になります。鉛の到達距離は汚染地点から約100メートル、ダイオキシン類はそれよりも短い距離と言われております。汚染到達距離圏内の敷地内には飲用井戸が確認されておらず、これにより地下水による健康への影響はないと考えております。

○議長（鈴木たかし） 議長より傍聴人の方に申し上げます。

当議会内においては撮影は禁止されておりますので、撮影はおやめください。

もう1つ、議長からお願いがございます。議場内においてはマスクをされるようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○9番（佐々木あつ子） ありがとうございます。住民の説明会を準備していきたいというような御答弁だったかと思えます。清瀬市と協力して、ぜひそれを実現していただきたいと思えます。

それで、1つは、解体工事が始まるまでかなりまだ年数があるのですけれども、37ページにそれまでの対策として飛散防止シートの設置を行うということの御説明がありました。具体的にはどういうシートで、どういうふうにするのか、その管理はどうされるのかということをお伺いしたいと思います。

同時に私は、大変なことがこれからあるのだなというのは、土壤の汚染処理をこれからされるわけですね。次期の調査を行った後に、調査結果がはっきりした後に、それが3,000平方メートルで3メートル、その土壤処理をするのに頂いた資料によると4億5,000万円かかるということで、実は解体費用よりもかなりお金がかかるということで見込まれております。これがどういう期間をもってやられるのか。それから、この跡地は柳泉園組合と清瀬市との間でどのように活用していくのかというのはこれからの協議かと思

ますけれども、見通しというか、何かお考えがあるようでしたら教えていただきたいと思っています。

2点、お願いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、シート養生について、どういう目的で、どういう方法でということでの御質問かと思えます。土壤汚染対策法では、汚染が出た場合は、その基準超過の値が出たエリアを養生して、土壤の飛散防止に努めることとなっております。東京都に土壤汚染調査結果の報告をさせていただいた際に、そのような指導を受けました。

また、当該敷地内は、シート養生する上でプラント機器などの障害物があったり、雑草が多いこと、敷地内が整地されていないこと、境界付近には法面などもあり、シートで養生するには施工上難点がございます。このようなことから、現在、専門業者に施工方法も相談しつつ、養生経費等がどのぐらいかかるのか、いろいろ起工価格の積算をしている段階でございますが、一般的に土木でよく使われている防草シートといたしますか、そういった施工をして、なおかつ、やはり風もあるとめくれる可能性もありますので、その辺はしっかり職員で定期的に1週間に1度は定期点検をしていくような考えがありまして、めくれた際にはきちんとまた補修もしていくという考えがございます。

続きまして、今後の土壤対策工事というところでございます。土壤汚染対策工事においては、来年度の次期調査により焼却灰の埋立量及び汚染土壤の範囲を詳細に調査することとしております。この調査結果によって、汚染土壤に対する具体的な土壤汚染対策工事の設計及び事業費を算出することとしております。

現段階のスケジュールでは、令和4年度末までに実施する時期、土壤汚染状況調査の結果に基づきまして、令和5年度の上半期までに土壤汚染対策工事の詳細設計及び工事費の算出を行うスケジュールとしているため、この調査の進捗結果、土壤汚染対策工事の事業規模によっては令和5年度以降のスケジュールにおいても見直すことが考えられますし、また、その工事事業費においても関係市と協議しながら進めていきたいと考えております。

それから、跡地利用の関係でございますが、跡地利用につきましては、やはり関係市との事務連絡協議会などにおいて検討している状況ではありますが、引き続き解体事業の進捗と並行して関係市と協議、検討していきます。

○4番（後藤ゆう子） それでは、大きく3点質問させていただきます。

1点目は、行政報告1ページの見学者についてです。ホームページでは、10月1日か

から見学を再開していますという案内が出ていたのですけれども、見学者は一度に10名と  
というような言及もされているのですけれども、10名だと少し学校の社会科見学は厳しい  
のかなと思っています。10月から再開の割には、10月はまだ0人。学校などは先の予  
定を立てるので、まだ10月はないのかなと思うのですけれども、学校の社会科見学の対  
応はどうなっているのかということと、二、三日、NHKで、小学校の先生が社会科見  
学の先をあちこちに電話をしてもなかなか決まらないという、教師の負担が増えていると  
いう報道もあったので、ぜひ受入れをお願いしたいと思うのですけれども、その辺の見解  
と、あと、子ども用DVDを作成して、各学校へ要望があれば貸し出すという答弁が以前  
あったと思うのですけれども、その貸出し状況。この3点を見学について関連してお尋ね  
いたします。

2点目が、資料の24ページの指定管理者のモニタリング指針の概要についてです。柳  
泉園組合が指定管理者制度を実施するのは今回初めてで、コロナ禍の船出で指定管理者も  
大変な時代にスタートというところでお気の毒だったのですけれども、この指標をこうや  
って公開して下さったことはよかったと評価したいと思います。これはどこか参考にさ  
れた市か団体があるのかということと、それから、これは以前に質問をさせていただいた  
こともあるのですけれども、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言なので施設を  
閉めざるを得ないとか、時短とか、事業内容の急な変更なので、事業計画と思ったように  
事業が開かれない場合の損失補填のようなものを考えているのかということ、その後それ  
がどうなったのかということ、落雷で2週間ほど施設を閉じなければいけないとか、新  
型コロナウイルス感染症もそうですけれども、想定外のことが起こったときに柔軟に事業  
計画の変更であるとか、指定管理料の積算を変えられるのかということをお伺いいたし  
ます。

最後、3点目は、不燃・粗大ごみ処理施設の耐震化ですけれども、これは、夏に震度5  
弱がこの地域でもありましたので、なるべく早く工事着工をされることを私も希望するの  
ですけれども、Y方向については補強の必要はないものと判断したというのは、るる書か  
れているのでそうだと思うのですけれども、本当にこれで大丈夫なのかという一言確認し  
たいのと、あと、これは来年度予算計上に向け対応を協議していくというところで、私は、  
ぜひ予算化をして速やかに耐震補強工事を進めてほしいと思っているのですけれど、もし  
このまま実施した場合、まだ先のことなのですけれども、施設を稼動しながら工事ができ  
るのか、それとも、その期間はどこか広域で助けていただいて工事をしなければいけない

のか、スケジュール感など分かっていればお聞かせください。

○総務課長（米持謙） それでは、見学者の状況について御答弁させていただきます。

まず、現在、緊急事態宣言は解除をされたところでございますが、今までどおり3密を防ぐ対策として、見学の受入れにつきましては1団体30名以下として、3グループ以内に分けて、10名以内での対応を図っているところでございます。今後、通常の見学につきましては、恐らく今後発表される国、東京都のガイドラインを見据えながら、状況を判断していきたいと考えているところでございます。

また、小学校の社会科見学の対応についてでございます。確かに小学4年生の「ごみのゆくえ」という学習がなかなか新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係でできなくなっているところでございますが、その関係で昨年度はほぼ見学がない状況でございました。そのため、学校からお問い合わせいただいた際には、小学生向けのDVDを昨年度につきましては17件配布をしております。清瀬市で5件、東久留米市で6件、西東京市で5件、他地域で1件という形で配布をしているところでございます。また、現在はホームページで小学生向けのDVDは閲覧可能な状況でございますので、そちらで閲覧ができる状況でございます。

また、現在の見学者の予約の状況ですが、12月に西東京市民の方が親子で1件入っている状況でございます。見学の状況は以上でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） モニタリングの指針はどのような基準をもって策定しているのかという御質問でございます。

地方自治法第244条の2第7項による年度終了後の事業報告書の提出、同条第10項による公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることの根拠規定により、各地方公共団体は、それぞれの方法で地方自治法第244条の2第7項及び第10項の規定の機能を果たすための仕組みとして、モニタリング指針を定めたり、内規でモニタリングの方法を取り決めたり、指定管理者との協定書の中でモニタリングの方法を示したりして、モニタリングの対応をしている状況でございます。柳泉園組合では、清瀬市がモニタリング指針を定めていましたので、この指針を参考として作成しておりますので、この指針により指定管理者の事業運営のモニタリングを実施してまいります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響による補償についてです。10月1日から通常営業に戻りまして、4月1日から9月30日までの間に、緊急事態宣

言などにより臨時休業や時短営業における営業自粛の要因となる利用料金等の減収分を算定させていただき、指定管理者が東京都に申請する休業要請を行う大規模施設に対する協力金などの収入分を差し引きまして、補償する額を算定していきます。

10月以降は緊急事態宣言が解除され、営業は順調に進んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の第6波のことも想定しなければなりません。ある一定の期日をもって算定をさせていただき、補償の必要があれば、休業等に伴う営業保証金として次回の定例会における補正予算に上程させていただければと考えておまして、また、落雷、井戸故障に伴う浴場施設の休業分や、通常営業期間を除く10月には井戸改修工事期間の事業を行っております。そのため、この補償等もあります。基本協定書第38条の規定により、不可抗力に起因して乙の損害等が生じた場合は、損害等の状況を確認した上で乙と協議を行い、不可抗力に起因して乙に損害が生じた場合は、当該費用は合理性の認められる範囲で甲が負担するものとするとしています。

また、次に、柳泉園組合営繕計画による井戸改修工事に伴いまして、井戸水を供給できない期間の休業の収入減による補償は、10月の2週間ほど、また柳泉園クリーンポートの蒸気が供給できない以外にも延長して臨時休業しておりますので、その関係でございます。年度協定書第2条第3項の規定による毎年10月の約2週間の臨時休業を設けておりますが、令和3年度に関しては、6号井戸の補修に伴って約25日前後の臨時休業期間を設けること。休業期間の増加に伴って生じた収入減額分の補填は、協議により決定するものとしております。この協定により、指定管理者からの申請によっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う休業補償と同様に、次回の定例会における補正予算として上程させていただきたいと考えております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、耐震診断結果についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のY方向を補強しなくて大丈夫なのかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、隣接フレームに伝達可能であり、建物全体に負担できることから補強の必要はないものと判断されておりますので、当組合といたしましても問題ないと認識しております。

次に、工事方法のお尋ねでございました。こちらにつきましては、平日も含めて土曜日、日曜日を中心に施工する予定としておりますので、ごみの搬入に影響がないよう工事は進めてまいります。

最後に、スケジュールについてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、今後、当組合内で内容、費用及び方法等を精査した上で、実施設計委託も含めまして、来年度予算編成に向け対応を協議してまいります。

○4番（後藤ゆう子） 詳しい御答弁ありがとうございました。全て分かりました。

特に指定管理者のところですね。柳泉園組合にとって初めてのことなので、いろいろ戸惑うことというか、いろいろな細かいところまで想定以上のことが起こるのかなと思っていたのですけれども、基本協定書で様々規定されていることでありますとか、必要に応じて補正予算を組んで補償するところは補償するということが確認できましたので、それで進めていただきたいと思います。

それから、不燃・粗大ごみ処理施設耐震工事のことは分かりました。土曜日、日曜日中心ということで、搬入に影響がないということが確認できましたので、繰り返しになりますけれども、なるべく早いスケジュールで補強していただいて、作業員の方が安心して作業できるように努めていただきたいと思いますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○3番（村山順次郎） 幾つかお聞きをしたいと思います。

1点目は、行政視察の受け止めなのですが、10月22日金曜日に埼玉県川越市の資源化センターに行政視察に行っていました。1点目お聞きしたいのは、管理者も同行いただきましたので、感想ですか、受け止めをお聞きしたいというのが1点であります。

同施設は、熱回収施設を含むリサイクル施設や、啓発のための環境プラザ及び草木類の資源化施設などを備えた施設でありました。設置にあたってはいろいろな御苦労があったという話もお聞きをいたしました。やはり印象的だったのは、剪定枝等を破碎して、土壌改良剤として再利用できる状態に処理をするという施設が備えられていて、大変興味深く拝見をいたしました。改めて川越市の皆さん、御多用の中視察を受け入れていただいたことにこの場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

管理者の受け止めとともに、1点だけ、もし御見解があればお聞きをしたいなと思うのですが、当組合においても先ほど報告にありましたが、スプレー缶等の爆発による火災ということは一つの課題としてございます。視察に行きました川越市資源化センターにおいては、基本的には設置以来当組合で起こっているような爆発による火災というのは起こっていないと、そういう御説明も視察の際にいただいたところであります。

基本的には不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの建て替え後にその知見も参

考にするべきものかなとは思いますが、一方で、現状の施設の中で、視察先の施設の取組、あるいは設備、施設等で応用が利くものがもしあるのかどうか。事前の実踏等もされていると思いますので、もしその知見が反映できるところがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について改めてお聞きをしておきたいと思います。7月から8月にかけての新型コロナウイルス感染症の拡大というのは、非常に前例のない大きな感染症の拡大でございました。全国様々な市町村、公共団体の中の職員にも感染が起こるということが報道もされているところであります。当組合においても対策は取っていただいているということは、昨年から時々質問をさせていただいておりますが、7月、8月の感染拡大も受けて、職員の皆さん、あるいは事業者の皆さんの中で感染があったかどうか私は把握しておりませんが、感染そのものを100%防ぐことは物理的、技術的に無理だと思うのですが、職場の中でクラスターの、あるいは感染拡大させないという対策は必要だと。7月、8月の経験も経て、感染症対策で具体化されているところ、補強されているところがもしあれば、あるいは今後されていく予定のものがあれば、お聞きをしたいと思います。少し所管が分かれると思うので、柳泉園クリーンポートのほうでということでお答えいただければいいかなと思います。これが大きな2点目ですね。

3点目は、不燃・粗大ごみ処理施設についてお聞きをしたいと思います。最初にお聞きしたいのは、これも確認なのですが、東日本大震災を受けて、国土交通省から平成25年に耐震診断の義務化というものが示されてきて、関係市も含めてですけれども、全国の市町村においては公共施設の耐震診断を行っていくと。必要であればその補強もするというのが、いろいろな形で取り組まれている。この施設について、それも一つの契機だろうと思うのですが、当該施設は、国土交通省が言うところの義務化された施設には該当するのでしょうか。そここのところの御認識、御見解をお聞きしておきたいと思います。

厚生施設のモニタリングについてですが、重複を避けてお聞きしたいのですが、厚生施設については設置された経過というのがございます。その経過の立場からお聞きをしたいと思うのですが、特に利用者の御意見についてのモニタリング評価における反映がどういうふうに行われているのか。関係市が持っているような類似の公共施設とは少し役割が違う部分があるものだろうと認識しておりますので、利用者の御意見の反映

をどういうふうに図っていくのか。このところは御説明を少しお願いしたいと思います。

清柳園についても1点だけお聞きしたいと思うのですが、御報告の一番最後のところで人の健康への影響ということで御説明があったところなのですが、基本的には人が立ち入らない施設だという御説明があったのですね。一方で、水銀のびんが恐らく不法投棄されていたものだろうというもので、その後対策は取られているのだろうと思うのですが、基本的に常時人が常駐している施設でもないという側面からすると、防草シート等で養生等をされるんだらうと思うのですが、人が立ち入らないようにする対策というのは、この結果を受けてもう一工夫必要なのではないかなと。あるいは既に手だてを取ったという対策が取られているかどうか、そのこのところの御見解を伺いたいと思います。

最後になりますが、今、関係市においては災害廃棄物処理計画の策定が進められていると聞いております。東久留米市では素案が議会にも示されているという段階です。あまりくどくど引用したくないのですが、地域防災計画で想定されている被害想定に基づいて、災害廃棄物がどのくらい発生するのかという積算がこの計画の中で示されていて、少し省略しながら話しますが、高さ5メートルで積み上げた場合、7万8,560平方メートルの仮置場が必要になるという想定なのです。東京ドームが4万7,000平方メートルですから、東京ドーム1.6個分という、高さ5メートルで積み上げた場合ですが、そのぐらいの災害廃棄物が東久留米市だけで生じるという想定なのです。

今後、素案の中にも柳泉園組合という記述がいろいろなところであって、関係市と柳泉園組合との協力、連携というのが、災害廃棄物の処理にあたっては重要になってくるのだらうと思うのですが、関係市が素案をつくっていく。今年度中にはつくるという段階ですから、関係市と柳泉園組合の協議というのが今後、これまでもされてきたと思うのですが、今後もされていくと思うのですが、協議のスケジュール感ですね。どういう協議をどういうふうにしていくのかというか、見込みがもしあるようでしたら、そのところをお聞きしたいと思います。

○管理者（並木克巳） 1点目の視察の感想というところであります。今回も視察に同行させていただきました、資源化センターにお邪魔をさせていただきました。まず、大変敷地が広いところにレイアウトよく各施設が配置されて、動線もいいなという感想を持ったところであります。そういった中で、議員もおっしゃられていた剪定枝の施設も特徴があったなと感じておりますし、環境プラザも、やはり敷地が広いからああいった形の取組も

できるのだなという感想も持っております。

また、議員と同じでありますけれども、今までスプレー缶等の爆発事故がないということでありまして、それは最終段階の間に途中細部の施設が加わったりということもあるということで、そういった部分は柳泉園組合にはない施設だなと感じたところでありまして、また今回の施設も大変有意義であったと思っております。

○議長（鈴木たかし） 議長より申し上げます。

傍聴人の方、会議規則、傍聴規則にのっとって職員は御注意申し上げておりますので、職員の注意にお従いいただきますようお願いを申し上げます。お願いに応じていただけない場合には退場を命ずることもございますので、御留意いただきたいと思っております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、まず火災、爆発対応についての御質問にお答えいたします。

川越市の対応で参考にできる対応はあるかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、川越市においては爆発はゼロとお伺いしております。それは、ストックヤードにおいて全て不適物を除去しているの、破砕機等には入らないということを知っております。当組合においては、ストックヤード方式ではなくごみピットで、そこからコンベヤ上に流して手選別をしているものですから、なかなか参考にできる対応はないのかなと思っております。ですので、今後も引き続き手選別でどのような工夫をして不適物除去を徹底できるか、対策を協議していきたいと考えております。

次に、耐震診断についての御質問にお答えいたします。当該施設が義務化の該当有無についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、当組合の施設については、新耐震基準以前の昭和50年に竣工した施設でございます。平成25年に耐震改修促進法が改正され、不特定多数が利用する大規模な建物である病院や学校などは耐震診断の義務化の対象となっておりますが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、耐震診断義務の対象外であると認識しているところでございます。

○技術課長（濱野和也） それでは、可燃ごみを処理します柳泉園クリーンポートにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ということで御答弁させていただきます。

現場作業等については、マスク、ゴーグル、手袋の配布、アルコール消毒等の配置をしております。作業が困難になった場合の対応につきましては、事業継続計画に基づいた応援体制を築いているところでございます。また、検量棟の受付業務におきましては常に消毒を行っております。運転業務では換気の徹底、昼食時間をずらす等の対策を取っております。

非常事態宣言も解除され、新規感染者も少なくなってきましたはありますが、今後も引き続き感染防止に努めていくところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどのモニタリング評価項目の設定と、あとは意見収集の考え方ですけれども、指定管理者選定時にプレゼンテーションや事業者提案における審査項目がございます。この審査項目の点数によって成績が優秀な業者が選定されるわけですが、審査項目に沿って定めております。このようなことから、モニタリング評価項目は次回の指定管理者候補者にも参考となる指標となるものです。

次に、利用者の要望や意見の収集の考え方ですけれども、指定管理者は、事業計画の中に、アンケートなどにより意見、要望の把握においては、施設に設置している意見箱のほか、第三者機関に委託し、アンケート調査を年度末に実施する予定でございます。この集計結果を基に改善事項を策定し、柳泉園組合と協議しながら業務に反映していきます。また、利用者とのコミュニケーションを通じた意見、要望の把握は、意見箱などの設置とか、また周辺自治会定期協議会においても、厚生施設の運営については開催ごとに意見、要望等を伺って、指定管理者にも共有し、改善策の検討を行ってまいります。

続きまして、清柳園敷地内の防犯対策におきましては、敷地境界の周りにはネットフェンスが設置してあり、その敷地の一部で清瀬市の粗大ごみ仮置き場、リサイクルに使用する籠置場などとして使用している状況がございまして、関係者以外の立入りはできません。また、敷地内の内部の焼却炉の機器や煙突が設置してあるエリアには、さらに鋼製フェンスが設置しております。その鋼製フェンスの内部には入口がしっかりと常に施錠しているため、柳泉園組合職員しか出入りすることができません。先ほどの関係者の健康の影響においても、長期にわたり毎日直接摂取しない限り健康上の影響はないと考えておりまして、今後、我々としましても、関係者以外の立入禁止の徹底化を図るための牽制対策については、引き続き柳泉園組合でも検討してまいります。

○総務課長（米持譲） 災害廃棄物の処理計画について御答弁させていただきます。

現在、コロナ禍の影響もありまして、担当者との打合せにはオンライン環境での出席者も併せて、提出したデータなどによる打合せや関係市との調整等について協議を行っている状況でございます。今後の一般廃棄物処理基本計画等と併せまして、プラスチック類の在り方の問題、災害廃棄物処理計画につきましましては、発災時の処理方法や管理方法など、事務連絡協議会の幹事会を通して協議を今後行っていく予定ですが、スケジュール的には恐らく関係市も計画がある程度固まってくるかと思しますので年末か年始ぐらいにはまと

める形で協議ができるものと考えております。

○3番（村山順次郎） 行政視察については、私の感想、受け止めと管理者のお気持ちと一致する部分があったなと思って聞きました。ありがとうございます。

残念ながら、川越市の施設の面で応用、反映ができるところは今のところ考えづらいと。ストックヤードで受け入れる場合と、ピットで受け入れる場合と、フラットでやっている場合と、一定の深さがあるということの違いなのかなと聞きました。ここは少し残念でありますけれども、いろいろな対策で火災発生を防いでいく。大きくはやはり市民の皆さんの御協力、分別、収集時点でのという対策も肝要ですし、柳泉園組合の中での工夫というののもまだあるかなとは思いますので、なお対策は求めたいと思います。再質問はないです。

不燃・粗大ごみ処理施設の関係ですけれども、耐震診断の義務づけの対象施設ではなかったということではありますが、この問題は経過がありまして、清柳園の問題が発生したことによって、かねてから施政方針等で不燃・粗大ごみ処理施設の老朽化というのは課題として言及をされていて、どうするかというところの話題がかなり前からあって、清柳園の問題が生じたことによって、不燃・粗大ごみ処理施設の建て替え更新というのが先に少し延びるという状況があって、今お示しいただいているスケジュールで考えると8年、9年、これも非常にいろいろなことがうまくいった場合、そのぐらいにやっと建て替え更新ができるというスケジュールで、それまでの間、老朽化しているという施設を使い続けて、不具合、支障が生じないのでしょうかという質問を繰り返す中で、耐震診断がしていない、耐震診断していただいたら、こういう結果になったという経過なのですね。

そこで考えると、私は常々、安全、安心、安定的な処理というところを求めている、おおよそにおいて、例えば第1回定例会の機会を捉えて、管理者にも私はこのように考えるのだけれども、管理者はいかがかということで質問もして、一定程度、特に安全のところについては管理者からもしっかりやっていく必要があるという趣旨の御答弁があるところ、ここを柳泉園組合の基本的なスタンスとして疑う余地はないと思うのですね。

そこから考えますと、耐震診断の義務化の対象の施設ではないとしても、作業されている方は実際いらっしゃるし、仮にこれが地震等でダメージを受けたとすると、関係市の市民生活に大きな影響が生じる施設でもあるわけですね。安定的な処理という観点からも、本来ならもっと前手で診断をし、必要なら補強をするというのが取られていて当たり前だったのではないかと思います。これは一つの事例ですけれども、今回に関しては結果的に

こういう補強の方向に進んでいっていただいているということで評価したいと思うのですが、安全、安心、安定的な施設の維持ということから考えると課題を残したと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、お聞きする範囲、昨年の御答弁の範囲で継続して取り組まれていく。基本的なところを維持して対応されていくと。報道によれば、主に収集のところですけども、感染が広がって、収集に支障が生じる。また、柳泉園組合と類似の中間処理施設においても感染者が出たという話も聞かないではありません。その意味では、感染が不明の中で広がらないように、職員の皆さん、事業者の従事されている皆さんも含めて徹底を図っていただきたいと。これは要望ですので、再質問はありません。

災害廃棄物処理に関してですけども、基本的な協議は年末年始までに1つのめどにして進めていっていただけると。これはお願いするほかないので、適切に関係市と協議をしていただきたいと思うのですが、2つほどお聞きしたいのですけれども、1つは、東久留米市の地域防災計画で想定される被害想定、直下型地震ですね。これが仮に想定どおり発災したということになりますと、関係市も影響が生じるでしょうし、柳泉園クリーンポートそのものも、例えばライフラインが止まれば運転の継続は難しいという御答弁もかつてあって、そうすると広域処理だという話に場合によってはなるかもしれないと思うのですよ。

先ほど、別の問題で広域処理の基本協定書をお示しいただいて、久しぶりに拝見をしたところなのですが、東京都を含めて近隣市、関係市、地震が起こった際に災害廃棄物処理をどうしようとなったときに、まずは多摩の地域の中で、広域支援の中でこの協定に基づいて支援をし合う。柳泉園組合が支援を受ける、あるいは支援をお願いする。いろいろな場合があると思うのですけれども、こういうものというのは、例えば東京都のレベルで、あるいは関係市、近隣市、類似中間処理施設同士で何らかの話合い、協議、あるいは想定に基づいた対応、こういうものは何かあるものなのでしょうか。今のところ、想定をした関係団体、関係市、東京都等を含めた協議があるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

災害廃棄物に関してはもう1つだけなのですが、直下型地震が発生して、くどく申し上げて申し訳ないのですが、そういう状況になったときに柳泉園クリーンポートが幸いにして稼働している。そういう状況のときですけども、通常であれば可燃、不燃、粗大ごみ、

市民の方が、私も時々やりますけれども、自分の車等に廃棄物を積んで持込みをするという事は、柳泉園組合として通常の業務としてやられていると思うのですけれども、発災しました、地震が起きました、災害廃棄物が問題になるという状況になったときには、このごみの持込みというのはどういう対応になるのか。今のところ、柳泉園組合として決めているところがもしあるなら御説明いただきたいなと思います。

厚生施設のモニタリングについては了解いたしました。これで年次年次でやっていくと。先には次期選定というところにつながっていくと思います。一応頂いた資料の中でアンケート等を取られて、そこの反映をされていくということにはなっているかと思うのですけれども、清瀬市の方針を参考にされたということですが、清瀬市と違う点としたらそういうところがあるかなと思いましたので、ここのところは、決められた範囲の中で利用者の意見反映というところは一段工夫をしていただきたいということは要望しておきたいと思っています。

清柳園の関係です。立入りができないような対策は現在も取っているし、今後も取っていくと。さらなる工夫のところも検討していただけたというところだったと思います。これは、少し所管が変わってしまうかもしれないのですが、今回の清柳園の分析調査結果によって、また費用の問題が従来から比べると変化が生じていると思うのです。以前から私、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関しては財政フレームをつくっていただいて、柳泉園組合として柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の期間の中でどのくらいの支出が見込まれるのかというのは作っていただいた資料をもらっているのですけれども、清柳園の問題及び不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの更新等で、まずは柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の期間の範囲の中で柳泉園組合としてどういう支出が生じ得るのかというところを、全体としての財政フレーム、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が終わるまでというのが一つの区切りだと思うのですけれども、こういうものをつくっていただけると、負担金にも関わってきますし、一応そういう財政フレームについてはやぶさかではないという答弁がかつてあったのですね。ですので、そういうものをつくっていただくのはどうかと。清柳園の問題が少し進捗がある状況ですので、改めてお聞きしたいと思います。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、耐震診断についての御質問にお答えいたします。

こちらは、早い段階での対応ができたのではないかというお尋ねでございました。こちらにつきましても、当組合においては耐震診断義務の対象外であったということと、以前

から老朽化に伴い更新を課題として考えていたこともあって、耐震性能を課題として当組合としては挙げてこなかったというのが現状でございます。早い段階でできれば今考えるとよかったのかなとは考えておりますが、今後も引き続き安心、安全に気を配りながら業務を進めてまいりたいと考えております。

○総務課長（米持謙） それでは、関係市において直下型地震が発生したときの災害廃棄物処理の対応について御答弁させていただきます。

災害廃棄物処理全般につきましては関係市自体での対応となるため、我々は連携を図ることとなります。当組合の施設の稼働が不能の場合は、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づきまして支援依頼、及び状況に応じ東京都環境局への支援協力を関係市と連携を図りながら対応していくものと考えております。

また、施設の稼働が可能な場合は、通常のごみ処理とは別に至急協議の上、当組合で処理可能な災害廃棄物の具体的な処理量等について関係市と協議を行い、可能な限り対応するという事は想定しております。ただ、災害廃棄物を処理するとなれば、当然その際には一般市民の持込みごみは制限するという形で想定はしております。

あともう1点でございます。財政フレームについて御答弁させていただきます。現在、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業、指定管理者制度及び清柳園の解体事業までの予定の財政フレームを作成している状況ではございますが、今後、施設の更新等を踏まえた基本方針等がつくられる際には、再度改めて財政フレームは作成したいと考えております。

○3番（村山順次郎） もう終わりますけれども、災害時の廃棄物処理の関係で広域支援をお願いしたり、お願いされたりという状況というのは想定できるものとは思いますが。発災をしまったということになりますと、電話連絡も難しい状況というのも想定されますから、柳泉園組合として柳泉園クリーンポートが動いている状態なのか、動いていない状態なのか、受入れが可能なのか、可能でないのか等の状況を共有して、ではどうしようというイメージですけれども、こういう状況が想定されるわけです。そういう意味では、事前の協議、事前の想定訓練みたいなものも必要になるのかなと。今のところそういう形にはなっていないのかなという受け止めをしておりますけれども、ここのところは重要な課題だと思いますので、情報収集等は図っていただきたいと思っております。

あわせて、廃棄物の受入れに関してですけれども、制限をするという御答弁だったかなと思っております。発災をしますと、ホームページもうまく見られない。紙の広報物も基本的に

新たに発行して配るなどというのもなかなか難しい。電話連絡も、市民から問合せを受けてもその電話連絡が受けられるかどうかも確かなところはなすとすると、発災の前に、こういう地震が発生したら柳泉園組合としてはこうなりますということをおあらかじめホームページ等で市民の方に、全てに行き渡るのには難しいかとは思いますが、全員の市民の方がそういう情報を受け止められるように、それは一例ですが、発災をしまったということになったときにどうなるのかというところは整理をして、ホームページ等での広報のところは工夫をしていただきたいなと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設の関係でお聞きをしたいと思うのですが、例えば令和2年第1回定例会の管理者の答弁、「議員がおっしゃられるように、安全である、また安定的な運営をしていくということは最も大切でありまして、そのようなことの中で住民の皆様、市民の皆様に安心していただけるものと思っておりますので、そのような部分においてはしっかりこれからも進めていく、そのような思いを持っていくということは、施政方針の中でも述べさせていただいたとおりであります」と、その御答弁が安心、安全は大事ですよという質問に対する御答弁。この不燃・粗大ごみ処理施設の課題は、私は、安全の問題、安定的な処理の問題、ここが本来もっと適切な対処があったのではないかと。

私も、幸いにして長く柳泉園組合議会議員をやらせていただいております。管理者も8年目ということだろうと思います。その意味ではお互いということはあると思うのですが、管理者として、今回の耐震診断の結果を受けて、この御答弁の立場から、私はもっと適切な対処があったのではないかと。管理者としてどう思われているのか、見解を伺いたいと思います。

財政フレームのところは御検討いただけるということなので、これを期待して待ちたいと思います。

○管理者（並木克巳） 今回の報告にもありました不燃・粗大ごみ処理施設の報告に関してでありますけれども、先ほど担当もお答えをさせていただいている耐震診断の対象の施設ではなかったというのが、当組合の考えであります。そういった意味では、適切か不適切かという部分においては、そういった見解の下、来ているということでもありますので、今回改めて調査をした結果というものを踏まえて対応を今後していこうということですので、今進めさせていただいておりますので、改めまして今後、この結果を踏まえてどのように対応していくかということに力点を置いて考えているということで御理解いただきたいと思います。

○3番（村山順次郎） もう終わります。私は、安全の問題に関わることであったし、安定的な処理に関わる問題であったと思います。耐震に係る補強を今後予算化、具体化していただけたらということ、ここはぜひ適切に対応していただけるように求めたいと思いますが、一例として、このことを大きな機会として、私の言葉で言えば安全、安心、安定的な処理の維持の点から、いずれにしても費用のかかる話ですから、その判断するのは大変だとは思いますが、必要なことがあればちゅうちょなく報告、提案をしていただけて、必要な手だてをとっていただく。このことは、ほかの問題でも応用して対応していただくことを求めて、終わります。

○議長（鈴木たかし） 通常ですと、申合せで質疑は3回までとなっておりますので、御承知おきください。

ここで、この後、行政報告について質疑のある方の挙手を求めます。

〔質疑希望者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 第2番、沢田孝康議員、第6番、遠藤源太郎議員、第8番、小西みか議員、以上3名に限りまして質疑を許します。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木たかし） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、行政報告に対する質疑、答弁を再開いたします。

○6番（遠藤源太郎） 簡単に質問を申し上げたいと思いますけれども、先ほど村山議員が川越市の処分施設を視察したことの感想を管理者にお聞きしたわけでありましてけれども、一番際立っていたのが草木類の剪定枝、最終的にたい肥までは行かなくても土壌の改良に使えるという、そこまですることのできる施設があったのが一番私にとっては印象深かった。これは、4月の臨時議会でしたか、何かのときに柳泉園組合に剪定枝を持ち込むことを関係市にやめていただけて、関係市で燃やさない形で処分をする、そういう形を取ったらどうかというような提案をさせていただきました。受け入れるだけではなくて提案もしたらどうかといったことを申し上げたわけですが、その後、関係市にも協議会がありますので伝えますよという答弁をいただいていた、そんな記憶があります。ぜひ柳泉園組合にもそういう施設を造ってほしいなという気持ちはあるわけでありましてけれども、

そんな簡単にはいかないかなと。指をくわえて見ているしかないかなという今の状態ではあるわけなのですけれども、改めてその考え方ですね。

土に返す。これが一番大切な循環型社会、地球温暖化を防ぐ大きな力になると私は思っているわけですし、そのためにできることとしたら、誰もが緑ということに関しては関心がある。しかし、それが大きくなったりすると邪魔者扱いされるとというのが悲しいかな現実であるわけでありまして、であるならば、土に返すような方策を、柳泉園組合だけではなくて関係市、あるいは全ての自治体がやっていくべきかと思うところでもありますけれども、その辺りのことについて改めてお聞かせいただきたいと思います。

あとは簡単に申し上げますと、厚生施設は昨年と比べると若干利用度が高くなったということでもありますけれども、一昨年ですよ、昨年ではなくて一昨年、つまり、今までのコロナ禍の前の状況と比べるとどのくらいの回復なのかなと、この辺りのところをお聞かせいただければと思います。

それから、先ほど来、清柳園につきましてはいろいろと話をいただきました。正直言って、3メートルも自ら燃やしたものを自分の敷地のところに積み上げてしまったのかといった素朴な感想を持つわけでもありますけれども、こういったことに至った当時としては歴史的な背景があったのではないかなと思います。どういうことから敷地内に焼却残渣を積み上げてしまったのかという、この辺りのところが分かればお聞かせいただきたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○技術課長（濱野和也） それでは、まず初めの剪定枝の対応についてですが、この件に関しましては、既に関係市におきましては、剪定枝の対応ということで実施されていると思います。柳泉園組合としては、今後、そういった問題等も含めて関係市と協議しながら対応できればと考えております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどのコロナ禍の影響で厚生施設の利用者数の状況と収入の状況ということで、この期は、屋内施設は各施設ともにコロナ禍に伴って時短営業による影響があって、やはり施設を臨時休業したことで利用者及び収入減となっている状況です。10月以降は臨時休業等も行っておりませんので、通常営業に戻ってきている状況でございます。徐々に利用者だとか収入の状況も少しずつコロナ禍以前の状況に戻りつつありますので、今後もその内容を注視、確認しながら、指定管理者による営業努力に努めてまいります。

続きまして、清柳園の敷地内に焼却灰が埋められた経緯について、我々は、今回の実施設計における地歴調査という調査を行って、当時、清柳園焼却施設に携わった柳泉園組合の職員からヒアリングをしております、清瀬市から清柳園の引渡しを受けた後に携わった職員になりますので、聴取内容においては引渡しを受けた段階の昭和45年以降の話になりますので、そういった形では昭和45年以前に携わった方の聞き取りは取れていない状況ではございますけれども、その当時から埋め立てられていて、先ほども説明しましたが、稼働停止までの期間内に焼却灰が敷地内に埋められていたと考えられます。

○6番（遠藤源太郎） それでは、剪定枝のことですけれども、農家の方が、植木を生産している方など、大きな造園業の方以外はなかなかチップ化をするような道具を持っていない。こういう状況ですと、土に返すのは、昔は野焼きをしていたわけです。全部畑で燃やしてしまったと。でも、それができないということで、畑に剪定した後、散らかしているという表現がいいかどうか分からないのですけれども、太陽光に当てて風化させると、これが一つの方法ですよ。

それから、積み上げておいて発酵させるというのかな、そういった方法を取って、やがて朽ちさせるという方法を取ったりしているわけでありましてけれども、これは西東京市議会でも申し上げたのですけれども、例えば農業委員会の職員の方々は、それが何の意味でそうになっているのかというのが分からないわけですよ。そんなことを考えると、農家の方々、あるいは一般住宅の方々でも剪定枝を持ち込めるようなところがあると非常にありがたいわけです。そこで川越市のようにチップ化して、やがてたい肥になる寸前に畑にまいて、恐らくトラクターですき込んでいくわけでしょう。こういったことができると、本当に循環型社会の一つの理想的なことができるわけですし、そういった方向を、これは関係市でももちろん考えられていらっしゃるわけですが、柳泉園組合でも協議会の中で改めてそれらについては積極的に将来構想としてやっていけるような、そういった施設を目指して行ってほしいなと思うのです。

それからもう1つ、これは柳泉園組合とは関係ないですけれども、民間でもそういうことをやっている業者もいらっしゃるわけですよ。ですから、そういうところとも連携をして取り組んでいくということ。柳泉園組合に持ってきたときにはこれだけの金額がかかりますよ、民間でそういうことをやっている場合はこれだけの金額がかかりますよと比較して、柳泉園組合で燃やさないでこちらでチップ化できるということを、金額が多少高くてもこれは生きてくるお金だと私は思うわけですね。ですから、そんな物の考え方をしてい

ったらいかかなと思いますけれども、これは一つの意見として申し上げておきたいと思  
います。

それから、厚生施設につきましてはコロナ禍という状況で、このようなことは経験した  
ことがないので、今たまたまなのか、日本はコロナ禍を乗り越えてこれだけの少ない感染  
者の状態になったのか、その辺はまだはっきりしたことは分からないでしょうけれども、  
利用者は多くなっていくことは間違いないのではないかなと思います。まして、指定管理  
者の方が積極的な市民PRなどを含めて、利用者がさらに回復してくることを願うといっ  
たことではないかと思ます。

それから、清柳園につきましては、当時のことを知る人がほとんどいなくなっていしまっ  
たと。恐らくまだ当時は谷戸沢の処分場ですか、ああいうのもなかった。そうすると、ど  
こかにどうやって処分しようかということをおそらく大変苦慮した結果、どこにも捨てる場  
所がないから自分の敷地の中にどんどんためていってしまったという歴史があるのかなと  
いうような想像をしております。

当時のツケが回ってきてしまったと。先ほどどなたか御発言されておりましたが、これ  
を処分するのに4億5,000万円かかるというようなことをおっしゃっておいりましたけれ  
ども、あそこを全部きれいにして、今度は民間に払下げをするのかどうか分かりませんけ  
れども、4億5,000万円で売れるのかなというようなことも考えたりしてしまうわけで  
ありますけれども、やはり将来にツケを残さない。当時としては全くそんなことを意識し  
ていなかったのだと思います。当時としてはですね。でも、今の時代になったら、やはり  
将来にツケを残さないような施設であってほしいというのは誰ものお願いではないかなと  
思ます。この施設が将来にわたって、将来の方が、柳泉園組合があったところが云々と  
いう話にならないような経営、運営をしていっていただくことを申し上げまして、私の質  
問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○8番（小西みか） それでは、3点質問させていただきます。

まず、厚生施設に対するモニタリングの指針につきまして、先ほどの質問で利用者の方  
のアンケート、あと、利用者の方の声をどのように反映していくのかという質問の中で、  
日常的には意見箱で意見を聞いていくということと、あとは、アンケートを第三者機関が  
行っていくというような少し御説明があったと思いますが、もう少し詳しくお伺いでき  
たらと思ます。

それと2点目が、不燃・粗大ごみ処理施設の耐震診断結果につきまして、38ページの

中段辺りに、ブレースが一部撤去されている箇所があるというような、報告がありますけれども、これについては撤去がどのような理由でされたのか。あとは、撤去されているところについては、今回多分新設されるブレースということだと思いますけれども、その撤去の理由というのをお聞きすることで、新設された場合でももしかすると何かの邪魔になってしまうというようなことで、また撤去をする必要があるみたいなことが生じないのかどうかというところを確認させていただければと思います。

それと、39ページでは、非構造部材の調査という項目の中で、配管や配線が固定されているけれども、揺れによる落下の危険性が懸念されるというような調査の報告となっております。これにつきましては、今後どのように対処する予定なのかを御説明いただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどのモニタリングの第三者機関に委託するということの説明ですけれども、25ページのモニタリングの概要図の中で「利用者アンケート実施、集計、報告」という記載がございます。その下にモニタリングスケジュールがございますが、一番最初の年次事業計画書の中に、指定管理者はこの計画書の中に、アンケートにより意見というところで第三者機関に委託してアンケート調査を実施しまして、モニタリングスケジュールの4行目、年度末の2月、3月に第三者機関に委託したアンケートの調査を行い、実施、集計、報告ということを行います。

そして、この集計結果を基に、指定管理者独自で「一次評価」というところで自己の評価をし、さらには柳泉園組合でもその意見等も踏まえて評価をし、最終評価の決定をしていくという、モニタリングの仕組みとしても反映させていただきたいと考えております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、耐震診断結果についてという御質問にお答えいたします。

まず1点目が、ブレースの一部が撤去された理由についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、大変申し訳ないのですが、当時どのような理由で撤去されたかは不明となっております。今後、補強工事で新設いたしまして、その後、撤去が生じることはないと考えております。

次に、振れ止めがなく、揺れによる落下の危険性が懸念されるということに対して、その対応はというお尋ねでございました。こちらにつきましては、今後補強工事には入ってございません。当組合が別途補修及び定期点検等で対応を図っていきたいと考えているところでございます。

○8番（小西みか） まずモニタリングについては、実際指定管理を請け負っている事業者が自分の自己評価の前にそういうアンケートを第三者にやらせてもらうということで、分析もしていただいた結果をそれ以降の事業に反映していきたいというようなことでやっていただくということで、大変いい御提案だなと思っています。

日頃からも意見箱を置いていただいて、利用者の意見をできるだけ反映していこうという姿勢を示していただいているところは大変いいと思いますので、今後もこうした取組、もしこれから何かまた指定管理というようなことが柳泉園組合の中などであった場合には、これは標準的なものとしてぜひ利用者の声をどのように反映させていくかという仕組みの中で取り入れていっていただきたいなと要望させていただきます。

不燃・粗大ごみの処理施設に関しましては、理由は不明けれどもブレースが撤去されていたところがあったということで、これは一旦これから新設されれば撤去は当然しないということで進められるということでは了解いたしました。何か邪魔になってしまって撤去をされてしまったのだろうかと思いましたので、今後、もし使い勝手というところでまた撤去せざるを得ないような状況が出てくるということはないのだろうかと思いましたので質問させていただきましたが、そのようなことではないように管理のほうもお願いできればと思います。

それと、落下の危険性が懸念されるという部分の振れ止めというところですが、今後の補強工事ということですが、それは将来的に予定されている改修みたいなところでの補強ということなのか、それとも早急に対応しなければいけないというところで、今回の耐震補強と直接は関係ないということですが、早急にやるという予定にするということなのか、それについてだけ再質問させていただきます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、振れ止めの対応についての御質問にお答えいたします。

早急に対応するのかわからないのかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、こういう結果が出ておりますので、早急に対応していきたいと思っております、来年度予算等で対応を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木たかし） それでは、行政報告に対する質疑、最後に沢田議員。

○2番（沢田孝康） 1点だけ確認したいと思います。

柳泉園組合厚生施設におけるモニタリング指針の概要なのですが、29ページに8番として評価決定の利活用ということになっています。次期指定管理者選定時の加減点

ということになっているのですね。今回の指定管理者につきましては、5年間の契約になっているかと思います。恐らくこのスケジュールを見ると、最終評価の決定をするのが次年度の7月になっていますよね。この段階で恐らく加減点というものの評価が公表されるのではないかなと思うのです。

私が少し危惧するのは、毎年最終評価を決定して、そのときにそれぞれの項目で要は減点の部分、加点の部分というものの評価が公表されると思うのですけれども、毎年この加減点をやって、例えば本当に頑張ってもらって加点が多いということになったときに、年度で加点、減点をしているので、加点、加点で5年連続で加点になったときに、次の例えば指定管理者を選定するときに、当然恐らく今回と同じようにプロポーザル方式で提案型になるのではないかなと思うのですけれども、そのときに競合するほかの事業者が手を挙げたときに、加点の点数が多いがゆえに、例えば競合する手を挙げた業者が逆に不利になるようなことにならないかなという危惧をするのですね。

ですから、努力をしてもらうことというのは本当に大事なことでありますね。同じ費用をかけるのであれば、当然サービスが充実することはいいこととは思うのですけれども、逆にその業者だけになってしまう危惧も一方では考えなければいけないのかなと思うのですが、その点についてどのような考えを持って、例えば次のプロポーザル、指定管理者を選定するときの資料にするのかについてお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） モニタリングの指針における評価決定の利活用ですけれども、指定管理者の指定期間は5年間でございます。この5年間を毎年モニタリング評価をシートにより評価することになりますけれども、許可決定の利活用においては、指定管理期間の最終年度に行う最終評価の結果を指定管理者選定の際に活用することとしております。

したがって、その活用にあたっては、公平、競争性の担保、柳泉園組合の説明責任等も鑑みて、指定管理者選定委員会で加算等の措置について決定したいと考えておまして、指定管理者選定委員会委員の皆様それぞれ評価視点もありますので、各委員の意見を出し合って加算措置を検討、協議させていただきます。

○2番（沢田孝康） そうすると、最終年度の評価を見るということになったときに、例えば一生懸命頑張って4年間高評価になりましたと。ところが、最終年度になったらその評価が下がりましたという事態も想定されますよね。ですから、サービスを拡充してきて、充実してきて、何かあって例えば最終年度の評価が下がるという可能性もあるので、そこ

は4年間どういう取組をしてきたのかということをやはり相対的に評価する必要があるのかなと。例えば、最終年度の評価の中に過去4年間の評価を加味した上で最終的な加減にするという考え方を持ったほうが私はいいのかなとは思いますが。

もう1つ、選定委員会のお話が出ましたけれども、通常の評価については、指定管理者評価委員会、これは事務局長と管理職の皆さんで行うということになっていますね。指定管理者選定委員会のメンバーについては、どのような人選をされるのかお聞きしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） モニタリングの評価委員会については、議員おっしゃるように、事務局長を含め、各課長がその構成メンバーを担います。それとは別に、指定管理者選定委員会におきましては、今年度、指定管理者の運営を開始するに伴って選定委員会を立ち上げたわけですが、その際にあっては関係市の担当部長並びに識見者1名、柳泉園組合の助役、そして施設管理課長を除く各課長で選定委員会のメンバーの構成となっております。

○2番（沢田孝康） 了解しました。識見の方を入れることは大事な視点かなと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、評価の加減については総合的な判断というのがやはり大事かなと思うので、そこの辺りは要望しておきたいと思います。

○議長（鈴木たかし） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第5、議案第13号、権利の放棄について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第13号、権利の放棄についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、債務者、有限会社エル企画が未納としている平成20年度の資源回収物売払債権956万6,458円について、消滅時効期間である10年を経過し、債務者が所在不明で債権回収が困難であることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めため、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

議案の次のページ、議案第13号資料「資源回収物売払債権について」を御覧ください。

1、債権概要でございます。債務者は有限会社エル企画。こちらは、アルミ缶プレス売払（その5）の契約において、1月及び2月分の売払代金が未納となり、410円の換価取立を行い、956万6,458円が現在収入未済額となっております。

次に、2、経過でございますが、平成21年2月26日の契約解除後、返済計画が提出されましたが、納入されなかったことから訴えを起こすため、平成21年8月26日に「訴えの提起について」を定例会に上程し、可決され、9月24日に訴状を裁判所に提出いたしております。11月26日に判決が言い渡され、当組合が勝訴いたしました。その後入金はされませんでした。平成22年7月26日に債権差押命令申立書を裁判所に提出し、平成23年2月16日に銀行債権410円の換価取立を行いました。その後も定期的に工場等の確認を行ってまいりましたが、関係者とは平成24年5月以降連絡が取れず、現時点で所在不明となっております。

次に、3、権利の放棄理由でございますが、換価取立から10年を経過し、消滅時効期限となっておりますが、債務者が時効の援用をしていないため、時効の効果は発生しない状況でございます。これまで定期的に相手方への連絡や所在地の確認を行ってまいりましたが、相手方の所在が不明で連絡も取れない状況でございます。また、令和3年1月に登記簿を再度確認いたしました。平成22年から役員の登記や住所の変更もされていないことから、会社の実態は存在しないと思われ。さらに、記載されている会社及び代表者へ文書を送付いたしましたが、いずれも宛先不明で返送されております。

このような状況から、消滅時効である10年を経過し、債務者が所在不明で債権の回収ができる見込み及び手段がなく、状況が改善する見込みはないと判断し、今回、債権を放棄させていただくものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号、権利の放棄についてに対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 長い経過のある問題でございまして、一つの決着となる御提案だと認識をしております。やむを得ないと思う部分も多々ございますが、一方で再発防止、このようなことを繰り返さないということもこれはこれで肝要かと思っておりますので、その立場でこういう節目でございますからお聞きしたいと思っておりますけれども、柳泉園組合として

本件に関して振り返ってみて、今後に生かせる点、こういうふうな手だてが取れたらもう少し違う結果になっていたかもしれないとか、取り得る手だてがもしあったとするとどういふところがあるのか、振り返りの意味でお聞きをしたいということと、この問題に関する今年度における取組のところでは手だてを取られたことがあれば、御説明いただければと思います。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、再発防止についての御質問にお答えいたします。

その状況から取り得る手だてはあったかどうかというお尋ねだったと思います。こちらにつきましては、その当時、社会経済が非常に金融も暴落した時代でございまして、それを受けて鉄の売払価格がかなり減少したというのが大きな要因となっております。そういった状況を踏まえますと、今後におきましても、社会の状況などをよく確認いたしまして、そういうことが起きた場合の速やかな対応を図る必要があったのかなと今は考えております。

その後の対応なのですが、これが起きた後には指名選定の際の規定を変更いたしております。こちらにつきましては、当初、売払いについては指名選定委員会等で選定する規定はなかったのですが、500万円以上の売払いに関しましては指名選定委員会に付けることを新たに追加しております。また、指名参加登録におきましても、その後は毎年更新という形に変えてございまして、毎年の財務状況が見られるような状態になっておりますので、その対応を図った以降はこういった事案は発生していない状況でございまして。

○3番（村山順次郎） 分かりました。決していい決着とは形式的にも申し上げられないので、言い方は難しいのですけれども、ただ、一方で、歴代の職員の方の対応については逐次対応されてきたという経過も議会としても時々聞いてきましたので、その点は御礼申し上げます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 以上をもちまして、議案第13号、権利の放棄についての質疑を終結いたします。

これより議案第13号、権利の放棄についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。

以上をもちまして議案第13号、権利の放棄についての討論を終結いたします。

これより議案第13号、権利の放棄についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 全員賛成。よって、議案第13号、権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第6、議案第14号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第14号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都市町村公平委員会に秋川流域斎場組合から新規加入を申し入れられたことにより、同公平委員会の規約を改正し、また共同設置する地方公共団体の数の増加についての協議に係る同意をするため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、本議案を御提案するものでございます。

御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

続いて、討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第14号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第7、議案第15号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第15号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額26億2,407万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ1,612万3,000円を追加し、予算の総額26億4,019万7,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正につきましてはそれぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ1,612万3,000円を増額し、26億4,019万7,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は、1,612万3,000円の増額でございます。

増額の主な理由としては、歳入の資源物売払及び電力売払の増加、歳出の契約差金等の不用額によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費は、1,999万9,000円の増額でございます。

増額理由については、節7報償費で説明欄記載の弁護士報酬金に1,099万9,000円、

節24積立金は、説明欄記載の清柳園解体事業基金に900万円を積み立てるものでございます。こちらの弁護士報酬金は、第2回定例会で御報告させていただいたとおり、最高裁判所より決定が下り、勝訴したことから、弁護士報酬を支払うものでございます。また、清柳園解体事業基金積立金は、繰越金の補正に計上した剰余金1,612万3,000円の2分の1に相当する額を積み立てさせていただくものでございます。

次に、款5予備費の387万6,000円の減額は、本補正に伴う不足額の充用分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○2番（沢田孝康） 1点だけ質問します。

今御説明いただきました弁護士の報酬金ですけれども、1,099万9,000円ということなのですが、この算出根拠はありますでしょうか。

○総務課長（米持謙） 算出の根拠になりますが、令和3年6月16日付で最高裁判所の判決により、今回、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る裁判の勝訴判決が決定いたしました。その関係で弁護士報酬金として支出するものでございます。

また、弁護士報酬金の実際の金額につきましては、1,100万円の支出を予定してございます。こちらの弁護士報酬金につきましては、基本的に日本弁護士連合会報酬等基準による弁護士報酬規定に基づいて算出されるのが通常でございます。そのため、報酬金につきましては、その規定に基づきまして算出をいたしますと、勝訴により逃れた経済的利益の額12億1,257万6,617円に対して、4%と738万円を加算した額が本来の報酬の基準額となり、消費税を加算いたしますと約6,150万円となります。

また、訴訟案件は様々なため、基準については報酬規定によるところでございますが、当組合の場合につきましては、柳泉園クリーンポートの建設時に、直接的には案件が違うため比較とはなりません。同様に住民訴訟を起こされ、勝訴した際に弁護士報酬金としておよそ1,600万円のお支払いをしております。この建設時については、報酬規定による基準が高額であることから価格交渉をさせていただいたもので、そういう経過がございましたので、今回も建設時の経過を踏まえて交渉をさせていただいたもので、基準額より安く御配慮いただいたものと考えております。

○4番（後藤ゆう子） 質問させていただきます。

今の弁護士の方への成功報酬の積算であるとか、この金額に至った経緯は分かりましたが、以前、裁判に着手するときの着手金の金額を質問させていただいたことがあるのですが、結局この4年間の裁判で柳泉園組合が支払った総額というのでしょうか、この裁判にかかった費用についてお聞かせください。

○総務課長（米持謙） 今回の裁判費用について御答弁させていただきます。

第1審2件の着手金につきましては105万8,400円、控訴審の着手金が308万円で、合計413万8,400円を現在まで支出しております。今後、弁護士報酬金1,100万円の支払いをすることで、総額でおおよそ1,500万円の弁護士費用となります。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。相当な金額が発生したということで、柳泉園組合は皆さん御存じのとおり、ほとんど歳入は関係市の負担金であったり、市民の方がごみを捨てるときの処分費用ですので、営利目的の事業を行っていない中での裁判で1,500万円もかかるというのは非常に残念なことで、まず陳情というか、市民の方と意思疎通というか、争い事が起こらないようにするのが一番のことでしょうし、今回これだけの多額な、不燃・粗大ごみ処理施設の耐震化以上にかかっているということはすごく重く受け止めることだと思いますので、今後裁判が起こるようなことがないことを願いたいというところで、市民の方に御理解いただけるような努力、議員ももちろん市民の代表ですので、そういう努力も欠かせないと思うのですけれども、柳泉園組合においても訴訟に至らないように御努力いただきたいと申し上げて、終わります。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

続いて、討論をお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。

これより議案第15号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第15号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木たかし） 「日程第8、議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年10月5日から14日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の沢田監査委員により、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持謙） それでは、補足説明を申し上げます。

令和2年度一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算現額27億1,953万7,000円。歳入決算額27億152万9,654円、前年度に比べ6,670万5,327円、2.4%の減。歳出決算額23億6,740万6,132円、前年度に比べ6,837万8,976円、3%の増。歳入歳出差引残額3億3,412万3,522円となり、同額が翌年度への繰越しとなります。

続いて、6ページ、7ページを御覧ください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明いたします。

款1分担金及び負担金は、収入済額12億2,344万2,000円で、前年度に比べ5,785万円、4.5%の減でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の45.3%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額3,860万3,150円で、前年度に比べ945万2,400円、19.7%の減でございます。各施設の使用料は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億7,722万170円で、前年度に比べ4,128万8,570円、6.7%の減でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額90万2,000円は、廃棄物処理施設モニタリング事

業費補助金で、これは、放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1環境整備基金繰入金の収入済額は7,095万1,000円で、清柳園電気集塵機撤去工事及びテニスコート等改修工事に充当したものでございます。

目2職員退職給与基金繰入金の収入済額は2,374万2,000円で、普通退職者1名分の退職手当に充当したものでございます。

次に、款6繰越金の収入済額4億6,920万7,825円は令和元年度からの繰越金で、前年度に比べ4,046万9,390円、7.9%の減でございます。この繰越金には精算する私車処分費約2億1,900万円が含まれており、差引き2億4,970万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額は2億8,788万8,501円で、前年度に比べ3,333万2,654円、13.1%の増でございます。主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億2,686万6,938円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル及び生きびんの売払いで、前年度に比べ1,492万4,386円、10.5%の減でございます。

次に10ページ、11ページになります。

節2回収鉄等売払の収入済額は2,089万1,143円で、その内容は備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売払いや、施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売払い、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売払いで、前年度に比べ661万6,297円、46.3%の増でございます。

節3電力売払の収入済額は9,190万2,145円で、柳泉園クリーンポートで発電した電力余剰分の売払いで、前年度に比べ331万1,833円、3.7%の増でございます。

節7その他雑入が4,208万3,317円で、前年度に比べ3,699万7,147円、727.4%の増となっております。増の理由は、スポーツ振興くじ助成金及びペットボトル有償入札抛出金等が増額となっております。

節8公有建物災害共済金が260万9,067円で、3度の落雷による保険金としての災害共済金でございます。

次に、項3受託事業収入の収入済額は853万8,600円でございます。その内容は、

節1 受託事業収入の備考欄に記載のとおり、災害廃棄物処理受託料で、令和元年に発生した台風19号の被害による宮城県大崎市の災害廃棄物の稲わらを受け入れました受託料でございます。

続いて、12ページ、13ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

まず、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費の支出済額は1億5,234万2,935円で、前年度に比べ280万1,492円、1.9%の増で、これは人事異動によることが主な理由でございます。

14ページ、15ページを御覧ください。

目2 総務管理費の支出済額は1億1,804万5,543円で、前年度に比べ2,626万2,424円、18.2%の減で、これは弁護士報酬着手金約300万円の減、基金積立金約2,100万円減少したことが主な理由でございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

目3 施設管理費の支出済額は9,526万5,133円で、前年度に比べ2,493万9,242円、35.5%の増で、主な理由は、節12 委託料において樹木剪定委託が1,104万9,000円の減となりましたが、次ページの節14 工事請負費において、清柳園電気集塵機撤去工事を実施したことで、3,529万5,700円が増となったことによるものでございます。

施設管理費の不用額が5,511万9,487円で、主な不用額ですが、節10 需用費の3,911万1,191円は、備考欄記載の修繕料（一般）の減、節13 使用料及び賃借料7,8万4,944円は、備考欄記載のパーソナルコンピュータ等借上料の契約差金でございます。

次に、目4 厚生施設管理費の支出済額は2億8,091万6,545円で、前年度に比べ4,190万1,445円、25.2%の増で、主な理由は、節14 工事請負費が2,852万7,800円の増、節17 備品購入費が6,061万8,128円の増となったことによるものでございます。

厚生施設管理費の不用額ですが、2,749万2,455円で、主な不用額ですが、節10 需用費の1,249万3,057円は、備考欄記載の光熱水費で約1,100万円、節12 委託料の1,122万8,644円は、備考欄記載の厚生施設管理業務委託、予約管理システム運用委託及びその他の契約差金でございます。

続いて、20ページから22、23ページにかけて御覧ください。

款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目1 人件費の支出済額は1億8,409万9,998円

で、前年度に比べ1,143万8,903円、5.8%の減で、これは職員数の減によることが主な理由でございます。

目2ごみ管理費の支出済額は11億9,629万3,278円で、前年度に比べ2,947万7,470円、2.5%の増で、主な理由は、クリーンポート人材派遣業務が約560万円の増、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が約1,760万円の増及びクリーンポート電力需給計器用変成器更新工事負担金が約520万円の増となったことによるものでございます。

ごみ管理費の不用額ですが、765万5,722円で、主な不用額ですが、節10需用費の379万660円は、備考欄記載の燃料費で約190万円、光熱水費で約140万円、節12委託料の約160万円は、備考欄記載の焼却残渣輸送作業委託、排ガス・焼却灰等の放射性物質濃度測定委託及びその他の契約差金でございます。

24ページ、25ページを御覧ください。

次に、目3不燃ごみ等管理費の支出済額は1億8,589万5,425円で、前年度に比べ870万4,241円、4.9%の増で、主な理由は、節12委託料の粗大ごみ処理施設運転業務委託が約610万円の増、不燃物再利用（ガス化熔融）委託が約250万円の増となったことによるものでございます。

また、不燃ごみ等管理費の不用額は789万7,575円で、主な不用額ですが、節10需用費の484万8,317円は、備考欄記載の修繕料（定期点検）の契約差金で約430万円、節12委託料の299万2,446円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

目4資源管理費の支出済額は1億1,484万3,382円で、前年度に比べ304万6,396円、2.7%の増で、その主な理由は、次の26ページ、27ページを御覧ください。節14工事請負費、リサイクルセンター空調設備更新工事が約220万円の増となったことによるものでございます。

資源管理費の不用額は392万8,618円で、主な不用額ですが、節10需用費の313万3,671円は、備考欄記載の修繕料（定期点検）の契約差金で約270万円となっております。

次に、目5し尿管理費の支出済額は2,918万2,163円で、前年度に比べ199万4,451円、6.4%の減で、その主な理由は、節10需用費で備考欄記載の修繕料（定期点検）が約210万円の減となったことによるものでございます。

不用額は213万6,837円で、主な不用額は、節10需用費の170万7,317円は、備考欄記載の光熱水費で約74万円、修繕料（一般）で約47万円でございます。

次に、款4公債費の支出済額は7,906万5,966円で、前年度に比べ298万3,499円、3.6%の減で、これは、平成16年度及び平成17年度に借り入れた緑化整備事業債の償還元金及び利子が減額したことによるものでございます。なお、令和2年度末現在の未償還元金は6,373万4,059円でございます。

28ページ、29ページを御覧ください。

款5予備費は予算現額2億8,477万4,000円で、同額が不用額となり、全額令和3年度へ繰り越しております。

歳出関係は以上でございます。

次に、30ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。内容は、表に記載のとおりでございます。

次に、31ページからは財産に関する調書でございます。32ページから35ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、36ページから46ページにかけて公有財産の工作物で、年度内の増減は、クリーンポートにおいて大規模補修に伴う機器の更新により、押込用蒸気式空気予熱器、灰コンベヤ及び飛灰処理装置が各1点の増、1点の減、灰押し装置及び落下灰コンベヤが各2点の増、2点の減。次に、清柳園において撤去工事による電気集塵器が1点の減。また、不燃・粗大ごみ処理施設において廃蛍光管破碎処理保管装置1点の減、フロンガス回収装置1点の減、合計で7点の増、10点の減となっております。

次に、47ページには、公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減はございません。

次に、48ページには、基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は、表に記載のとおりでございます。

次に、49ページ以降は、歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び事務報告書を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施事業内容を資料として添付しておりますので、技術課長から説明させていただきます。

補足説明は以上でございます。

○技術課長（濱野和也） それでは、お手元の議案第16号資料、「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算について」の説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。

1、事業期間は、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間となっております。今回は令和2年度の報告となります。

2の事業費等、（1）総事業費は、千円単位で135億8,750万円、うち消費税相当額が11億9,300万円、（2）令和2年度事業決算額は10億5,038万6,000円、うち消費税相当額が9,548万9,000円となります。

内訳は、①の固定費Aが4億8,923万4,000円、②の固定費Bが3億9,899万3,000円、③の変動費が6,667万円、④の消費税が9,548万9,000円となります。

次に、3の令和2年度事業内容及び事業費等でございます。①の固定費Aにつきましては、運転管理から警備業務等の人件費、各種測定、定期点検整備補修等の点検、検査、油脂類、施設内清掃等となります。1つ飛びまして、③の変動費につきましては、令和2年度ごみ搬入焼却量に応じた薬品代となります。②の固定費Bにつきましては、大規模補修及び更新工事に係る事業費となります。

ここで、令和2年度に実施しました大規模補修及び更新工事について説明させていただきます。2ページを御覧ください。

「令和2年度大規模補修について」には、2年度に実施しました各設備における補修内容が記載されており、その補修箇所を示したものが5ページのA3横長の「令和2年度大規模補修箇所」となります。

大規模補修内容について、設備ごとに説明させていただきます。5ページを御覧ください。

フローシートの赤く囲った部分が大規模補修箇所となり、フローシートの緑色の「2 焼却設備」について実施いたしました。内容は、各炉のゾーン1、2を重点に火格子の交換、各焼却炉耐火物の補修を実施いたしました。

大規模補修工事のうち更新工事につきましては、フローシート青色の「4 排ガス処理設備」、黄色の「6 通風設備」及びピンク色の「7 灰処理設備」について、実施いたしました。

内容は、青色の「4 排ガス処理設備」では、各炉のボイラから減温塔までの間及び2

号炉、3号炉の減温塔からバグフィルタまでの間の更新を実施いたしました。

次に、黄色の「6 通風設備」では、2号炉の押込み用蒸気式空気予熱器の更新を実施いたしました。

次に、ピンク色の「7 灰処理設備」では、1号炉及び3号炉の落下灰水槽及び灰押出機、1号炉の灰コンベヤ及びシュート部分の更新を実施いたしました。

次に、青色の「4 排ガス処理設備」から付随しております飛灰処理設備では、飛灰処理物搬送コンベヤNo.2の更新を実施いたしました。

なお、2ページの「令和2年度大規模補修について」の中で、2年度に実施しました内容を次の4ページの大規模補修予定表の令和2年度欄に黒丸で表記しております。

このほかに、令和2年度に事業提案に基づいて行いました補修等の内容を報告させていただきます。5ページにお戻りください。

5ページのフローシートピンク色の「7 灰処理設備」では、灰クレーンの爪による損傷摩耗している灰ピットの底の部分を補修し、水はけ効果をよくすることで灰重量抑制を図りました。こちらは4年計画で、今回3回目の灰処理底部補修の4分の1を実施いたしました。

続きまして、6ページの柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表を御覧ください。こちらは、平成28年7月に開催しました全員協議会に提出した資料を基に作成したものととなります。

1の包括委託に該当する経費は、包括運営管理をしなかった場合の柳泉園組合積算額です。

2の包括委託経費は、コンサルタントが積算した包括運営管理をした場合のものとなります。

3の柳泉園組合支払額は、実際に支払った決算額となります。

4の効果額は、3の柳泉園組合支払額から1の包括委託に該当する経費を差し引きした額として、令和2年度につきましては、4億2,000万円程度の効果、削減効果になったことを示しております。この表に今後決算額を入れることにより、最終的にどれだけの効果があったのかを確認することができます。

7ページを御覧ください。7ページ以降につきましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施に伴いまして作成した財政フレームでございます。

8ページを御覧ください。右上に、事業前として変更前と記載しております。表3の歳

入の見通し及び表4の歳出の見通しにつきましては、計画当初となります。

続いて、9ページを御覧ください。右上に、事業後として変更後と記載しております。表の太枠部分については、各年度の歳入歳出決算額及び負担金額になり、参考として添付させていただきました。

以上で、「令和2年度柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算について」の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は、安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算の審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の沢田監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類及び帳簿とも完全に整備されており、令和2年度の決算は正確であることを証明いたします。

令和3年11月24日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく沢田孝康でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 決算審査でございますので、私からは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関して幾つか質問をさせてもらいたいと思います。

平成28年に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施するということで議会での議決をいたしまして、平成29年から実施しているという認識でおります。その際に、それ以前は一定の金額以上の大規模改修等の事業については、議決事項として関係資料も整えていただいて、都度毎年毎年議会で議論をして、議決をして実施をする。そういう手

続だったものが、15年という長期包括になったことによって、毎年毎年の議決事項というのとはなくなりました。

なくなるのは仕方がないことなのだけれども、議会に提供されていた関連資料、どういう工事をどういうふうを実施するのか、どういうふうを実施したのか、議案ですから実施するのかという情報提供が減少してもらっては困りますよという議論をして、決算審査段階、予算審査段階でもそうなのですけれども、このように資料を整えて、昨年度の工事はこうでしたということで御報告をいただいているという経過であります。また、財政フレーム、コストメリット、財政的なメリットの推移というところについても、平成28年の全員協議会時の資料と比較して実際の効果が上がっているかどうか、財政的な効果が上がっているかどうかを比較できるようにしてほしいということで、こういう資料を作っていたいただいているという経過であります。

1点目、財政フレーム、関連資料でいうところの6ページ、A3横長の資料のところですが、一番下の「効果額」は、表3の実際の支払額から、1、これは平成28年時点で長期包括をしなかったら幾らかかるのかという積算があって、この引き算をすると43億5,500万円余の財政効果があるよというのが、表1の合計と表2の合計の差が43億5,500万円あるという御説明で、なるほどということで私もその当時賛成した経過であります。

この表は、3の小計から1の試算を引くという形で財政効果を見ているわけですが、見ますと、表2は当時もこの積算があったわけですが、これよりも実際の支払額はさらに安くなっている、下回っている。これが、以前御説明があったかなという気もするのですが、当時の積算、当時の推計からしても、さらに毎年毎年支払う金額が下回って安くなっているというのは、どういうところに効果が生じてこういう結果になっているのか。4年間で16億円余の効果が上がっているわけですが、その御説明と、この4年間ということですが、財政効果の分析ですね、どういうふうの評価されているのか、その所見。私は、当初御説明のあったとおり、あるいはそれ以上の財政効果が上がっていると見ていいかなと思っているのですが、そういう見方でよろしいか。あるいは解説があればお聞きをしたいと思います。1点目がそれですね。

2点目の質問は、もう1つの課題は、長期包括で委託をしますと、その先の管理運営にあたっては基本的に直営に戻ることはなくて、形式はいろいろ可能性はあるとしても、何らかの形で一定の期間の包括委託になるだろうというのが当時の説明でございました。そ

うしますと、事業者任せ、当時の議論で言うとマンネリ化という言葉でしたが、事業者任せ、ある意味丸投げのようになってしまっただけでは困りますよという話をしてくれて、その意味でお聞きするのはですけども、大規模修繕の資料を御提供いただいている、2ページから4ページですね。ここで、以前は4ページの資料、縦長の表ですけども、ある時点においては、この年度でこの部分については工事をしようと思っていたけれども、それを前倒ししたり、あるいは先送りしたり、実施時期が都度都度変更されていくという様子が資料から分かる報告をされていたんですけども、最近はこの年度でこの工事を実施したという形の資料になっている。

お聞きしたいのは、令和2年度の予算審査段階から実際やってみたら前倒ししたり、その後、来年度でやる予定だったものを令和2年度でやったり、あるいは令和2年度でやるつもりだったけれども、それを先送りにしたり、そういう操作、コントロールはあると思うんですけども、そういうものがあるのかどうか。あったとしたら、表4ページの資料から見るとどこにあるのか、少し御説明いただければと思います。

決算審査意見書も拝見いたしまして、柳泉園クリーンポートにおいては大きな事故、トラブルはなかったということでの言及もあって、12月ですか、ピットで火災があったという言及はありますが、人的被害もなく大事に至らなかったという御説明ですから、私もその認識であります。大きなトラブルがなかったということなんですけども、あえて聞きますけれども、報告に至らない、焼却炉の運営上、そこを止めたりとかそういうことには至らない。人的被害も生じないけれども、事業者とのやりとりの中で起こったそれに至らないトラブル、事故未満のもので、もし御報告いただけるものがあれば御説明いただければと思います。

○技術課長（濱野和也） まず、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に実施したことによる財政効果的なものでよろしいでしょうか。今回資料を添付させていただきましたけれども、令和2年度におきましては約4億2,000万円の財政効果がございました。そのほかにも、実際ごみ処理を行いながら大規模補修ができるということ、あるいは売電収入又はごみ処理手数料の確保が図られること、また来年度も引き続き、御説明させていただきましたけれども、小平・村山・大和衛生組合からの広域支援も行っておりますので、当組合としては、そういった別の場所の広域支援を受けずに大規模補修が実施できるということで、一つの財政効果を得られると考えております。

2点目に関しましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係るモニタリン

グ的なことになるのですが、今後、令和10年度には運転業務が全面委託となります。さらにモニタリングの精度を向上させるために、令和2年8月に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業モニタリング実施要領というものを作成しまして、その後一部見直しを行いながら、モニタリングのチェックシートを作成しました。実際、今年の1月頃に、そういった内容に関して管理職を対象にチェックシートを活用したモニタリングの試行を行ってきておりますので、今後、令和3年度を対象に4年度から実施していきたいと考えております。

続きまして、4ページの大規模補修予定表ということですが、こちらに関しましては、黒丸のところが既に実施した内容、各設備におきます大規模補修箇所を示しており、白丸のところが今後予定している箇所になります。実際、議員が言われるように、表のとおりとはなかなかいかない部分もございまして、中には前倒しをして既に業務が完了しているところもございます。実際に、来年度予算の関係になるのですが、令和4年度になりますと、当初予算の中でこういった形で4年度はどういった内容の工事といいますか、大規模補修を行いますよということで報告はさせていただきたいと思っております。

4ページの部分に関しましては、先送りというものは今年度はないのですが、前倒しに関しましては、実際には一部分やっているところもございます。ただ、すみません、4ページの表ですとそれがどれなのかというのは確認ができないところで、大変申し訳ございません。

それと、ピット火災、4点目の火災等に関しての柳泉園クリーンポートにおきますトラブルといったものですが、議員の皆様御承知のとおり、前回、水冷ジャケットの水漏れというのも発生いたしました。あのような場合はごみの処理に関わることで、議員の皆様には報告しているところです。実際、その他のトラブルとしては、日頃あってはならないのですが、可燃ごみの中に針金とかの鉄類、そういったものが多く混入されまして、焼却した際に当然燃えないものですから、それが灰コンベヤのチェーンに絡まって、適正に灰を灰ピットに送り込む作業ができないということが多々あります。その場合は、現場にすぐに運転員が出向きまして、コンベヤを逆転させて、そういった鉄類を取り除く作業を随時行っております。今後、何か大きなトラブルに関しまして発生した場合は、直ちに議員の皆様へ報告して、今後このような処理を行いながら、ごみの受入れが遅れることがないように対応していきたいと考えております。

○総務課長（米持謙） 4ページの大規模補修の予定表について補足説明をさせていただ

きます。

令和2年度実施の箇所につきましては、当初予算より変更はございませんので、御理解いただければと思います。また、それ以前の予定に関しましては、従前、議会で変更があった場合は既に御説明をしておりますので、そちらが反映された形で今回の予定表は作成されております。よろしくお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 少し聞き方が悪かったのかなと思うのですが、6ページの横長の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表というのがあって、ここから見て、当初御説明のあった財政効果が着実に得られていますよねと、私はそう思っていますが、どう思っていますかという質問なのです。御答弁を聞くと、売電とか、広域支援とか、それは歳入になるのは分かるのですが、一応この表上は売電とか広域支援とかで収入があったという話ではないかなと。それで歳入が増えているというのは、それは事実としてあるのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業という観点で言ったときに、炉を止めずに、よそにお願いをせずにやれているということは、これはこれで大事なことだと思うのですが、その意味での御答弁をいただければいいというので、もう一度聞きたいと思います。

4ページの縦長の表に関しては、予算審査段階から比べても、先送りも前倒しもなかったということでありました。一応令和2年度決算審査の段階なので、令和2年度の中で12月の火災以外に報告には至らないレベルのトラブル等がありますかという御質問に対して、鉄類の混入によるコンベヤの支障は一定あったけれどもということで、逆に言うとそれ以外は特に大きなものはなかったということなので、それは分かりました。その御答弁の上でもう一回聞きたいと思います。

○総務課長（米持謙） それでは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表についての御答弁をさせていただきます。

まず、1の包括委託に該当する経費につきましては、先ほどから村山議員もおっしゃるように、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施しなかった場合の単年度の事業費を積算して、15年の計上をしております。

2の包括委託経費につきましては、コンサルタントが積算した金額になりますが、こちらは柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施するにあたって、総合評価による入札を実施する際の予定額となっております。そちらを参考に添付させていただいているところでございます。

○3番（村山順次郎） 一応努力をして分かってもらえるように質問しているつもりなのですが、効果が出ていると私は思います。その立場でさらに聞くのですけれども、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関しては当初言われていたような財政効果が上がっていると。さらにそれを下回るような、効果としては大きくなるような効果が上がっているということが6ページの資料から分かりますという点と、今年度においては水冷ジャケットのことはありましたけれども、柳泉園クリーンポートについては安全に、全く何の問題もないというわけではないにしても安全に運転ができていて、市民の負託に応じて、柳泉園クリーンポートに関して言えば可燃ごみの焼却処理ができています。

その観点からいうと、年3回のりゅうせんえんニュース、あるいはホームページ等の活用でこの効果が上がっているよと、今私が感じるのはこの2点なのですけれども、効果が上がっているよということを市民の皆さんに、柳泉園組合の広報力というのはおのずと限界はあるわけなのですが、そのことをしっかり周知してほしいと思うのですけれども、その点の取組は毎年聞いているのですが、いかがでしょうか。3回目ですので、御答弁は何であれ、聞いて終わります。

○技術課長（濱野和也） 申し訳ございません。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関する内容等を市民に周知というようなことでよろしいでしょうか。こちらにしましては、現在大規模補修を実施しているところでございますが、実際、今議員が言われたように、りゅうせんえんニュースやホームページで報告しているところでございます。その他以外では、今のところはやっていないのが実情ですので、今後、これも昨年と同じような言い方になってしまうかもしれないのですけれども、大規模補修もまだ途中でございまして、10年たてばということになりますので、その辺を一つの区切りとして、大規模補修でこういったことをやって、これだけのとか、あるいは、その辺はそれだけでなく、今後、柳泉園組合内で協議して、大規模補修したことによってこれだけ経費の削減ができているのだよというような、安心、安全に施設を稼働させながら、それでこういった経費削減に努めているのですということを市民に周知できたらなと考えております。

○1番（島崎孝） 1点だけお伺いします。

今回の決算書の中で、財産関係につきましては、面積、あるいは台数とかの記述はあるのですけれども、現行、市でも新公会計制度等を入れて複式簿記化している。資産関係に関しても減価償却の費用が分かるような形になっているのですけれども、柳泉園組合としては、複式簿記、新公会計制度の取組の状況というのはどのような状況になっているのか

お伺いしたいと思います。

○総務課長（米持謙） 当組合の今後の公会計制度への活用についてというところで御答弁させていただきます。

現在、公会計制度の活用につきましては、平成29年度決算より公会計制度による財務書類4表として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成しているところではございますが、具体的な活用には至っていない状況でございます。将来、施設の更新時には、補助金である交付金の交付要件に廃棄物会計の財務書類の作成が義務づけられる予定があることから、今後は準備をしていきたいとは考えておるところでございます。

○1番（島崎孝） 本日も度々議論に出ておりましたが、施設、設備の更新に関しては減価償却の資料等があったほうが判断するには分かりやすくなるかなと思いますので、今後の活用をよろしくお伺いしたいと思います。

○9番（佐々木あつ子） よろしくお伺いいたします。3点ほどと思っております。

1つは、基金の考え方なのですが、決算書の17ページの総務管理費積立金の中に清柳園解体事業基金積立金3,500万円というものがあって、前年度の決算の同じ項目のところを見ますと、施設整備基金積立金5,600万円となっております。先ほど、補正予算の説明のところで余剰金の2分の1を積み立てるという話もあったのですが、そもそもこの整備基金が清柳園解体基金に変わったということの理解でいいのか。この数字の差異はどういうことなのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

それから、昨年10月から清瀬市では戸別収集が始まって、ペットボトルの収集も容器包装リサイクルの回収となって、搬入が柳泉園組合ではなく別のところに移った経過があります。それで、今まで柳泉園組合にペットボトルは回収されたものが来ていたわけですが、それが昨年の10月、年度の途中からということになると思いますけれども、その影響というのでしょうか、分かりやすく言えば、清瀬市の負担金の数字に何か影響が出てきているのかどうか、その辺が分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、かねてから私たちは問題意識があって、事務報告書の58ページに浴場施設の年間の利用人数が書かれていて、コロナ禍の影響の関係で、1年間、一般の方で4万3,265人、障害をお持ちの方でも7,338人が御利用されたということになっています。この一般の方たちはどういうところから、一番は東久留米市の市民の皆さんが御利用しているのかなと思いますけれども、いろいろなところからいらっしゃるのかなとも思うので

すが、清瀬市は実は銭湯がなくなってしまって、公衆浴場がなくなってしまっているのので、「柳泉園組合のお風呂に行きたい。ただ、自分の足では行けないのでバスを出してほしい。柳泉園組合にお願いできないか」ということを常に私たちも言われていることがありまして、これはいろいろな事情があるので、出しましょうというふうにはならないとは思いますが、どうしても、どういうものをクリアしたら、それが可能になるのかとか、そういうような検討も柳泉園組合でされているかどうかも含めて御答弁をお願いしたいと思います。3点です。

○総務課長（米持謙） それでは、1点目の基金について御答弁させていただきます。

現在、施設整備基金及び環境整備基金については、施設の更新等を考慮し計画的に積立て、使用していくことが基本的な考え方ではございますが、現在、清柳園解体事業を第一に考えている状況でございます。現状では、余剰金につきましては清柳園解体事業基金に積立てをされているところでございます。また、職員退職給与基金につきましては、職員の退職手当に充てるために設置しているものですが、例年の退職者数を見込みまして、一定額積立てをさせていただいている状況でございます。

繰越金からの差異についてでございますが、今年度繰越金4億6,920万7,825円になりますが、内訳は当初予算の繰越金が4億円、残りの6,920万7,825円が剰余金として取り扱っている額でございます。こちらの剰余金の2分の1を清柳園解体事業基金に積み立てておりまして、3,500万円とさせていただいております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、ペットボトルが清瀬市から搬入されなかったことによる影響額についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、令和2年10月から6か月間搬入がなくなっております。影響額につきましては、正確な数字は今持っていないのですが、おおよそ900万円と想定しております。

○施設管理課長（濱田伸陽） マイクロバスの導入ということで、今回は令和3年4月1日から指定管理者の運用を開始したわけですが、恐らく事業提案の中でも、その議論とか提案の中でもそういうことがあったとは思いますが、ただ、我々の指定管理の利用料金収入等を考えたときに、マイクロバスの運行という費用対効果を考えたときになかなか難しいという中で、やはりマイクロバスの導入は各社とも見合わせている状況がございました。

今後、清瀬市民、関係市民がそういう御利用の要望とか提案とかをいろいろ今後検討しながら、やはり費用対効果の面を見ながら、我々としても、事業運営の考え方として、ま

た常に厚生施設を関係市民が幅広く利用いただけるような対策も講じながら、そういった一つの手法として検討していきたいと思います。

○9番（佐々木あつ子） 1点目の基金の考え方は分かりました。つまり、当初で4億円を見込んであるので、6,920万円についての2分の1ということになるのだと思います。そうなりますと、御答弁がなかったのですけれども、前年度施設整備基金積立金が清柳園解体事業基金に変わるということになるのですか。では、それは御答弁を下さい。

それから、朝から清柳園の話ばかりをして申し訳ないのですけれども、積立総額を令和5年までに6億円という計画があって、当初積立金等々で今回は3,500万円ですけれども、1億6,200万円、1億9,400万円とずっと行って、6億円まで積み立てる計画があるのですけれども、当初で見込んでいて、それ以外のところの2分の1をとると、かなりシビアなぎちぎちの計画になって、これが本当にかなうのかなというような感じを受けるのですけれども、そうでないと、解体計画そのものができなくなったとか、基金が足りないよとかいうようなことになりかねない。計画段階でそれができるのか。御検討されたときに確固たる確信があってお考えを出しているのだと思いますけれども、もう一度その見込みを、お考えを教えてください。

2つ目のペットボトルは、影響額900万円ということは、清瀬市の負担金からその分は減額になっていますよというような理解でよろしいのですか。そこは確認です。

それから、浴場施設へのアクセスということでバスの運行ですけれども、もちろん赤字を覚悟して、少数の人数を毎日毎日バスを出すということは不可能だと思います。けれども、厚生施設として柳泉園グランドパークを御利用いただきたいという姿勢であれば、これは幾つもクリアしなければならない課題はあるかと思えますけれども、やはり調査というのでしょうか、先ほど私が申し上げた4万3,265人の方がどこからいらしているのか。バスなのか、自転車なのか、歩きなのかなというのは、少し時間がかかってあれかもしれないけれども、そういう意識を持った調査を一度やっていただいて、声としては猛烈にあるのですよ。夏場なんかは特に行きたいとおっしゃっている方たちが、久米川駅までバスで行っている方とか、大変な御苦勞をして公衆浴場に行っているという方がいるので、せっかくなら、恐らく竹丘地域の方たちが中心になるかもしれませんけれども、駅の南口からでもバスを出していただけたら、本当にお客さんはかなりいるのではないかと私は思っているのですね。その辺の検討の余地があるのかないのか。ぜひこれは指定管理者とのお話合いにもなると思いますけれども、もう一度御見解をお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持謙） それでは、基金について補足答弁させていただきます。

現在、基金につきましては4つの基金を持っております。職員退職給与基金、環境整備基金、施設整備基金、清柳園解体事業基金でございます。清柳園解体事業基金につきましては、昨年度、清柳園解体事業を行うにあたって基金条例を設置したところでございます。議員のおっしゃる施設整備基金の使用にあたりましては、目的は、ごみ、し尿処理施設を整備する資金に充てるために設置をしているものでございます。現在は、清柳園解体事業を中心に基金を積み立てている状況でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園解体事業基金の積立て方の考え方ですけれども、清柳園解体事業の財源はやはり清柳園解体事業基金により対応するため、令和5年度末までの積立額を6億円という目標に積み立てする計画を立てておりました。この積立計画では、解体工事業期間を令和5年度末までとして計画しておりましたが、今回の調査結果において、予定ではございますが、令和6年度末までの1年間ずれるスケジュールとなります。

このため、今後の解体事業における事業費においては、令和4年度に実施する土壌汚染状況調査結果のいかんによっては6億円を超えることもあり得ますし、そこで令和6年度までの事業とすると、令和5年度までの積立計画をさらに令和6年度までに延伸し、事業費に合った積立目標額を変更することも可能でありますけれども、その際にはやはり十分関係市と協議しながら、決算剰余金などの2分の1の積立てのほか、予算計上にする基金積立てのための増額をすることを視野に入れていくことも必要だと考えております。

また、マイクロバスの今後の考え方でございますけれども、調査は必要だと思います。現状は、銀河鉄道バスが、東村山駅から柳泉園組合の前まで来ている循環バスがございます。そちらを利用しているお客様だとか、あとは西東京市方面からですと、花小金井駅から西団地行きの路線バス、また東久留米市からは、東久留米駅から西団地入口までの路線バスなどがございまして、車を利用されない方はそのような形でお越しになっているのかなとも推測しますが、先ほど議員がおっしゃるように調査をした上で、今後、マイクロバスの必要性等市民の皆様が広く利用できるような考え方をやはり我々としましても検討していかなければいけないと思っていますので、十分調査研究させていただきたいと思っております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、ペットボトルの搬入減少と負担金の関係についてというお尋ねでございました。

こちらにつきましては、清瀬市のペットボトル搬入が減少したからといって、清瀬市の

負担金のみに影響するということはございません。負担金の計算上、歳出から歳入を引いてから関係市の負担金を算出しておりますので、関係市ともその分については上がっていくという関係になっております。

○9番（佐々木あつ子） ありがとうございます。4つの基金があるということも改めて私も知ったわけですが、残高がどういうふうに推移しているかということがやはり全体を見る上で大事かと思いますが、それがどこかにあるのでしょうか。見つけれなかったものですから一緒にお尋ねしたところですが、一覧がもしあるようでしたら教えてください。

それから、ペットボトルの件は分かりました。

それから、お風呂のアクセスですが、本当はコミュニティバス同士で乗り入れができて、乗り継いでここまで来れるというのがあったり、いろいろ研究する必要があるかなとは思いますが。柳泉園組合だけがバスを仕立てて、指定管理者のほうになるのかもしれませんが、少しそれは無理なのかなとも思います。ただ、やはり関係市がそういう意味でのお客さんを増やすことの方角を探っていく。本当に困っている人たちにぜひこのお風呂を使ってくださいというアピールやその姿勢を示すことは大事だと思うのです。なので、これは少し私もいろいろ研究してみたいと思いますけれども、ぜひ検討の余地はあるよということで確認をしたいと思いますので、その点だけ御答弁いただきたいと思えます。

○助役（鹿島宗男） コミュニティバスの導入ということなのですが、そもそも指定管理者を導入するときに、いろいろ条件の中でコミュニティバスの導入も柳泉園組合でも検討しました。また、指定管理者選定委員会でも検討していただきました。その中で、数千万円のお金がかかるという結論が出まして、それで関係市での協議の中で、現在、数千万円のお金を投入してバスを導入するような状況にないということで、もう少し運営状況を見ながら検討をさせていただきたいと、指定管理者選定委員会の中でそのような結論になったという次第でございます。

○総務課長（米持謙） 基金の残高状況について御答弁させていただきます。

決算書の48ページを御覧いただければと思います。こちらは令和2年度末までの決算額となっておりますが、令和3年度、今年度、清柳園解体事業基金積立金につきましては1億2,200万円を予定しております。ただ、今年度、決算剰余金として実は4,000万円を見込んでおりましたが、コロナ禍の状況で3,000万円ほど減額となっております。

こちらにつきましては令和4年度に調整をさせていただきたいと考えており、令和5年度までに6億円は目標として積立てを考えております。

○4番（後藤ゆう子） 2点質問させていただきます。

今、御質問にも上がりましたが、1点目はペットボトルについてです。監査委員の意見書の指摘事項14ページにも、（3）歳出の削減についてのところで「ペットボトルの回収については、既に3市のうち2市が他の一般業者に回収を依頼しており回収量が減少している。設備の管理や人件費等の経費もかかることから、費用対効果を考慮しながら、今後ペットボトルの回収についてどのようにしていくべきか関係市と検討していく必要があると考える」とあります。

現在、こちらにペットボトルを搬入しているのは西東京市のみというところで、費用対効果というところがあって、私もよく制度が分かっていないものでお尋ねしたいのですが、決算書の9ページの雑入のところで、ペットボトル売払として2,556万6,063円の歳入があり、次の11ページのところにはペットボトル有償入札拠出金648万1,607円、この2つは、ペットボトルを柳泉園組合に搬入があることによって入る歳入なのかなと思っているのですけれども、それが正しいのかということと、一方、設備の管理や人件費等の経費がかかるというのは、この決算書ですばり幾らというところまでは行かないと思うのですけれども、こういったペットボトルの回収をすることによってかかる経費がどれくらいあるのかというところを、ざっくりでいいのでお聞かせいただきたいと思っております。

2点目が、決算書の11ページの真ん中辺ですね。建物災害共済金、3度の落雷があったことにより260万9,067円共済金が入っているのですけれども、これは歳出ではこういったものに、修繕費なのかなと思うのですけれども、こういったものに使われて、プラスマイナス、この共済金で3度の落雷による機器の故障といったものは賄えたのか。それ以外にもしかなかった費用があれば、お示しいただきたいと思っております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、まず科目の確認についてお答えいたします。

先ほど、後藤議員からございました9ページのペットボトル売払と11ページのペットボトル有償入札拠出金が、議員おっしゃるとおり、ペットボトルが柳泉園組合に入ってくることによって収入となって、こちらの金額が入ってきているものでございます。

○総務課長（米持謙） 決算意見書の本年度の指摘事項のペットボトルについて御答弁させていただきます。

今後、関係市と検討していく必要というところについてでございますが、関係市の回収形態等を鑑みながら、資源回収物の処理方法等について、今後、施設更新等を踏まえながら調査研究はしていきたいと考えているところでございます。

2点目の諸収入の公有建物災害共済金の歳入について御答弁させていただきます。公有建物災害共済金につきましては、3件の歳入となっております。いずれも落雷による災害でございます。2件につきましては、令和元年8月1日、9月11日に発生した落雷による損傷で、クリーンポート防災監視盤、リサイクルセンター自動火災報知設備及び検量棟No.3計量器が損傷し、年度内に設備補修は完了したところでございますが、災害共済金の最終申請及び決定が令和2年度となったものでございます。残りの1件につきましては、令和2年9月2日に発生した落雷により、し尿処理施設の流量計が損傷したことでの災害共済金でございます。こちらの災害共済金で全額賄われてはおりません。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。ペットボトルに関する歳入は分かりました。西東京市がペットボトルを搬入することによってかかる経費ということは今の御答弁では分からなかったのですけれども、西東京市だけが搬入しているということが負担になっているのであれば、関係市と検討していく必要があるのかなとは思っているのですけれども、そもそも市としては、ペットボトルの回収とかは各市減らしたいと思っているでしょうから、減っていく方向になると思うのですけれども、負担金を抑えたいという中での貴重な歳入であるということも分かりましたので、素人の私がこうしたらいいのではないかという御提案はできないのですけれども、こうやって指摘事項に書かれていますので、ぜひ関係市と検討していく必要があるのだと、私からも検討をお願いしたいと思います。

それから、落雷のほうですね。やはりこれだけでは賄えないということが分かりました。決算なので、今年の落雷についてはもちろん決算書には表れていないのですけれども、今年の7月のまた落雷では厚生施設がしばらく使えなくなるような事態にもなりましたので、機器が壊れるという破損だけではなくて、営業ができないということを余儀なくされることによって使用料などが入ってこなくなるということで、毎年このような災害があるというのは本当に頭の痛い問題で、気候変動によって落雷の発生率というのは高まっているというデータもありますので、根本的な、以前も問題になったのかもしれないのですけれども、避雷針がいいのかどうか分からないのですけれども、落雷対策というのでもどこか頭に入れておくというか、今後情報収集して落雷対策というものをさせていただきたいと申し上

げて、終わります。

○8番（小西みか） 1点確認させていただきたいのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関係いたしまして、先ほど御説明いただいた議案第16号資料の1ページの令和2年度の事業費と、資料として頂いております柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表の2番の「包括委託経費」という、令和2年度のところを比較するということでまずよろしいのでしょうか。

○総務課長（米持謙） 事業決算について御答弁させていただきます。

こちらの固定費Bの事業費におきましては、契約時の実事業での予算金額で計上をさせていただいているところがございます。また、決算額につきましては、平準化払いをしている関係で固定費として決算額を掲示しているという状況でございます。

○8番（小西みか） 決算額というより、事業費のここで言うと消費税抜きの金額なのかなと思うのですが、14億5,197万9,000円と、6ページの表でいう11億3,134万9,000円というのを比較するという見方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（米持謙） 小西議員のおっしゃるのは、6ページの2番目のところでしょうか。こちらは、総合評価で柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業をする際のコンサルタントが15年の積算をした金額でございまして、こちらの金額ではございません。1ページ目の事業費につきましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を契約するにあたって、実事業の総額を15年間で単純に割り振っている金額でございます。お支払いは、当初の金額は大規模補修の金額がかなり増減することがございますので、平準化して契約をしているというところがございます。

○8番（小西みか） そうしますと、1ページの事業費というのは、実際に工事に令和2年度でかかった費用ということではない。固定費に関しては単純な年割みたいなものもあるという。内容と事業費というのが当然ひもついているのだらうなというふうに読んだのですけれども、そうとも限らないということなのでしょうか。

そもそも契約の前から私は、項目立て自体が比較することができないのではないかとことはずっと申し上げていたつもりなのですが、結局、資料として提示していただいて、では何に基づいてこれはどうなっているのだ、実際の事業費は予定していたより多いのではないかとか、そういうことが比較できるものという側面もあるのかなと思ったのですが、それは単純にはなかなかまだできないという資料のつくりになっているということなのでしょうか。

○総務課長（米持譲） 分かりにくい説明で申し訳ございません。こちらの事業費につきましては、実際に令和2年度にかかっている金額でございます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、質疑なしと認めます。

続いて、これより討論をお受けいたします。討論、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。

これより議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

---

○議長（鈴木たかし） ここで、先ほど不審査となり、議案として上程しないことになりました陳情書類を配付いたします。

配付をお願いいたします。

〔陳情書類配付〕

○議長（鈴木たかし） これは、後ほど御参照いただければと思います。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時11分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 村 山 順次郎

議 員 後 藤 ゆう子